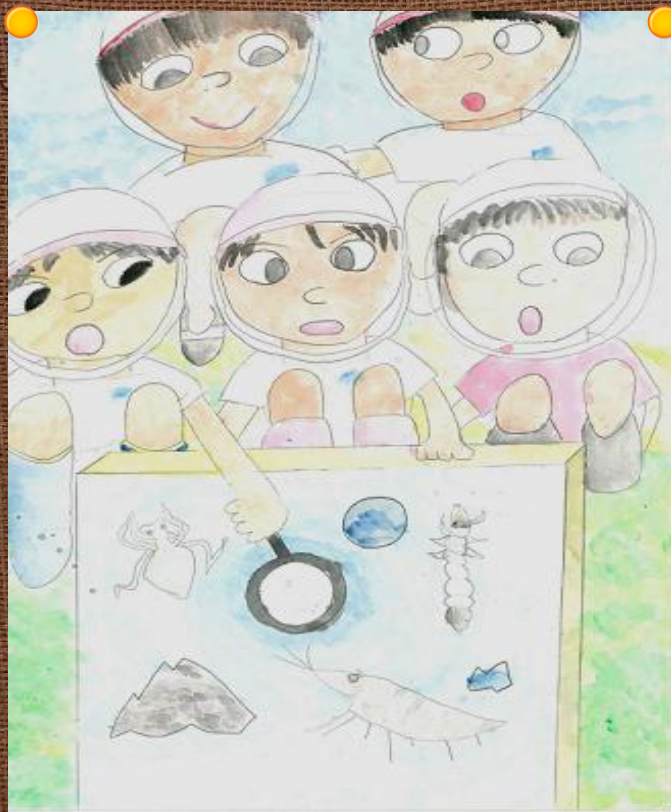


未来へのシグナル

～滝沢村・第2次環境基本計画

(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む)～



平成24年度環境美化絵画コンクール 金賞
鵜飼小学校 4年 米澤 遥香 さん

平成25年3月

滝沢村

表題「未来へのシグナル」について

岩手山や鞍掛山など、滝沢村の自然を愛した宮澤賢治。彼の作品のひとつに、「シグナルとシグナレス」という信号機の恋を綴った童話があります。

本書の「シグナル」はこれに由来するものです。

指針・警鐘の意味を込めています。

はじめに

この度、第2次環境基本計画を策定しましたのでお知らせいたします。

第1次計画の策定作業では、環境への危機意識を持った多くの熱意ある住民の方々により、環境基本条例の制定を始め、環境基本計画まで策定していただきました。

策定から10年経過しましたが、その間、地球温暖化が進み、また、平成23年3月11日には、東日本大震災と福島原発事故が起きるなど、滝沢村を取り巻く環境は大きく変化してきました。

震災からの復興が急がれる中、エネルギーに対する不安が注目され、消費の抑制はもとより、自然エネルギーと再生可能エネルギーの利用促進など、今あらためてエネルギー対策に対する私たちの姿勢が問われています。

国は、第四次環境基本計画の主眼に「持続可能な社会の構築」を掲げ、そのためには、「低炭素」、「循環」、「自然共生」を統合的に達成し、「安全」を確保することにあります。

私たちの住む地域は、岩手山麓の豊かな自然と伝統文化に恵まれています。この自然と文化を守り伝えるためには、今後も住民、事業所、行政が一体となって、環境への意識を高め、持続可能な社会を築くために取り組んでいかなければなりません。

今回、計画の見直しにあたっては、たきざわ環境パートナー会議の進行管理委員会が中心になり見直し作業を進めてきました。会員のみなさんは当初から計画の推移を見守ってきた方たちで、滝沢村の素晴らしさを知り、守っていこうとする姿勢は今でも変わりません。計画書にはそんな会員のみなさんの思いが表れています。

そして第2次環境基本計画は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を併せ持った計画としております。

平成26年1月1日に、「人口日本一の村」である私たちの滝沢村は、「滝沢市」になります。「住民自治日本一の市」を目指し、今後も住民のみなさんと一緒に活動を続けて参ります。

なお、計画の見直しにあたり、アンケート調査にご協力いただきました多くの住民、事業者のみなさんをはじめ、滝沢村環境審議会、たきざわ環境パートナー会議のみなさんから貴重な意見とご提言をいただきました。

心から感謝申し上げます。

平成25年3月

滝沢村長 柳 村 典 秀

あ い さ つ

平成14年に、住民の有志と村環境課との協働で「滝沢村環境基本計画」が作られました。この計画のもと、ゴミや排水処理などの生活環境の改善を始め、多方面からの取り組みが進められ、その結果、生活関連施設や教育機関及び各種研究施設なども整備されてきました。また毎年度、「滝沢村環境年次報告」も作成され公開されてきました。

しかし、人口増加による宅地化の進みが速く、また、エネルギー消費量の増加も加わり、豊かだった自然環境が失われ始めています。

村内の環境に関する状況は、10年前とは大きく変わってきました。

日本は世界の中でも、生物多様性に満ちたホットスポットの一つに挙げられています。

中でも滝沢村には、岩手山とその裾野に広がる美しい牧歌的な風景に囲まれた暮らしがあります。

その故郷の素晴らしさを、私たち住民はどれくらい感じとっているのでしょうか。

私たちに、素晴らしい大切な自然を残そうという気持ちがあれば、生き物も風景も保全することができ、次代に残していけるのです。

滝沢村から「滝沢市」へと市制移行する今だからこそ、人と自然の共生をめざす心を、もう一度みんなで共有したいのです。

私たちは、子孫の幸せを願い、健康的で美しい豊かな環境を後世に残すことを、この先10年間の行動目標に掲げ、環境保全、循環型、持続型社会をめざす滝沢市を実現していきたいと思えます。

このような強い願いを込め、改訂滝沢村環境基本計画【未来へのシグナル】を贈ります。

平成25年3月

たきざわ環境パートナー会議 進行管理委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の位置づけ	2
2 計画の対象とする範囲	3
3 計画の対象区域	3
4 計画期間	4
5 計画の主人公	4
第2章 重点施策	5
1 重点施策の考え方	6
2 重点施策	7
第3章 施策の体系と展開	13
1 施策の体系	14
2 施策の展開	16
1) 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち	16
2) 自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち	23
3) ごみの減量を推進し、資源が循環するまち	29
4) エネルギーの自給率を高め、豊かな自然エネルギーを活かすまち	34
5) 誰もが安全で健康に暮らせるまち	38
6) 知り、学び、考え行動する人を育むまち	55
第4章 地域別環境配慮指針	59
第5章 地域活動ネットワーク（進行管理と推進体制）	61
1 環境活動ネットワーク体制	62
2 進行管理	63
巻末 参考資料	65
資料1 滝沢村環境基本条例	66
資料2 滝沢村・第2次環境基本計画策定の経緯	75
資料3 滝沢村の環境の現状	78
資料4 環境用語集	109

第1章

計画の基本的な考え方

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

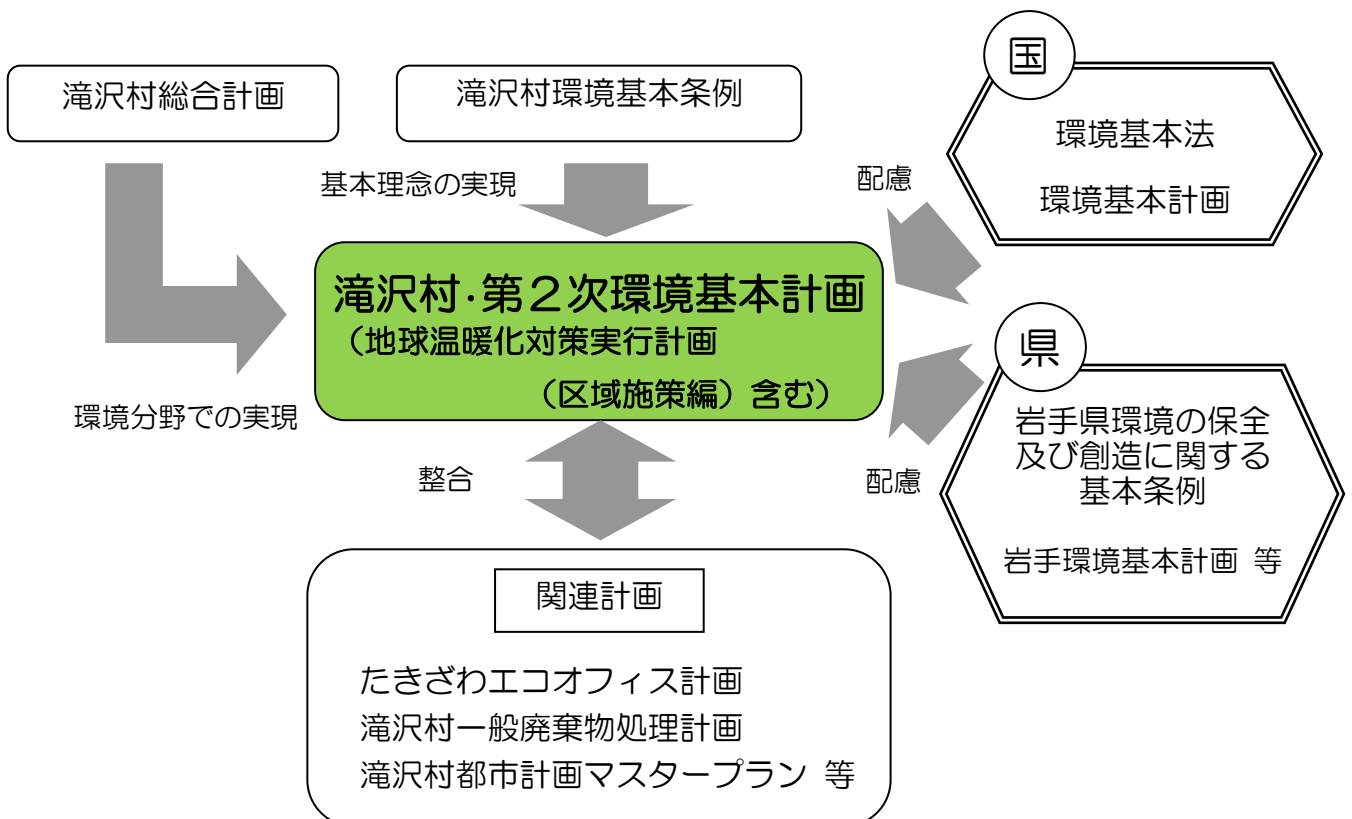
滝沢村・第 2 次環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む）以下、「本計画」と言う。）は、滝沢村環境基本条例に基づいて本村の環境の将来像を明らかにし、住民、住民団体、事業者及び村が協働して取り組むための指針となる総合的、基本的な計画です。

また、本計画は、国の「環境基本計画」、県の「岩手県環境基本計画」及び村が定める各種の個別計画との調整を図り、村の総合計画が目指す目標を環境の面から実現しようとするものです。

さらに、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に基づく、「滝沢村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

滝沢村の環境に関わる個別の計画や施策は、滝沢村環境基本計画の内容に配慮し、具体的に展開していくものとします。そして、環境に関わるすべての施策を関連づけ、実効性のある計画の推進を図るものとします。

【滝沢村環境基本計画の位置づけ】



2 計画の対象とする範囲

本計画において対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

区 分	環境の範囲
地球環境	○地球温暖化 ○エネルギー ○廃棄物 等
自然環境	○自然・生物多様性の保全 ○水 ○緑 等
生活環境 (公害防止)	○大気 ○悪臭 ○水質 ○騒音、振動 ○土壤汚染 ○化学物質 ○酸性雨 ○放射線 等
快適環境	○交通 ○景観 ○歴史 ○文化 等
環境教育・学習 (ネットワーク)	○住民参加 ○環境教育・学習 等
まちづくり (環境に配慮した産業・環 境を保全・創造するた めの産業の構築・活性化)	○環境に配慮した産業 ○企業の環境対策 等

3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、滝沢村全域となります。

ただし、環境問題の中には滝沢村内の一つの行政区で解決できる事項もあれば、近隣市町村や県、あるいは国（場合によっては全世界）といった範囲でなければ解決できない事項（河川や丘陵地、大気、ごみ問題、地球温暖化等）もたくさんありますので、これらの事項については、関連する自治体や県、国に対して積極的な要望や意見交換を行いながら、連携して進めていくものとします。

4 計画期間

本計画の期間は、平成 25 年度～平成 34 年度の 10 年間とします。

なお、社会情勢、環境問題の変化に応じ、必要がある場合には、この計画を見直すものとします。

環境の保全と創造は、急を要するものは別としても、目先の事象にとらわれない長期的な視野にわたって行われることが大切です。なぜなら、環境の保全と創造を担う「人」が育ち、その「しくみ」を形づくっていくには、長い時間がかかるからです。

本計画は、第 1 次計画からの施策内容を引き継ぐとともに、新たに発生した環境課題にも対応することとし、今後の 10 年間の進捗状況を踏まえて、第 3 次環境基本計画の策定につなげる性格をもつものとします。

5 計画の主人公

本計画の主人公は、住民、住民団体、事業者そして村です。

今日の環境問題は、全ての人々が加害者であり被害者であるという構図となっており、従来の環境行政のように、行政主導の規制を主体とした方法だけでは解決が難しい状況になってきています。「滝沢村環境基本計画」に示す理念を実現させるためには、すべての住民、事業者の参加が必要であり、それぞれの主人公が協働して取り組んでいくことが大切です。

第2章

重点施策

第2章 重点施策

1 重点施策の考え方

平成15年3月に滝沢村環境基本計画を策定してから、10年の月日が経過しましたが、この間、滝沢村を取り巻く環境は大きく変化しました。

なかでも、雨量の増加や異常気象の深刻化、農作物の収穫量の減少等、地球温暖化の影響と考えられる被害が年々拡大しています。そして、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の拡散という問題が起こり、私たちは、計画を策定した時点は想定していなかった新しい環境問題に直面しています。

こうした変化に対応し、滝沢村の豊かな自然資源の保全及び持続可能な地域社会を実現するために、本計画においては、「CO₂削減と省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用」を重点施策に位置づけ、CO₂の削減のための取り組みを積極的に推進していくとともに、^{注1}分散型エネルギー、^{注2}再生可能エネルギーの普及に積極的に取り組みます。

将来的には、地域内でのエネルギー自給自足を目指し、計画期間の10年間で構想を具体化しながら、取り組みを推進していきます。

【再生可能エネルギーの活用（イメージ）】



注1 需要地に隣接して分散配置される小規模な発電設備全般のこと。

注2 自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマス等）

2

重点施策

1. 重点施策の方向性・内容

【住民・事業者による省エネルギーの推進、再生可能エネルギー導入支援】

①省エネルギーの推進支援

省エネルギーは、その効果が少なく想定されがちですが、一人ひとりの取り組みが積み重なることで、大きな効果を発揮します。省エネルギーによる削減した量を新たにエネルギーとして生み出したと考えると、省エネルギーは、住民や事業者が最も身近に行うことができる「創エネ」であり、「発電」と言えます。

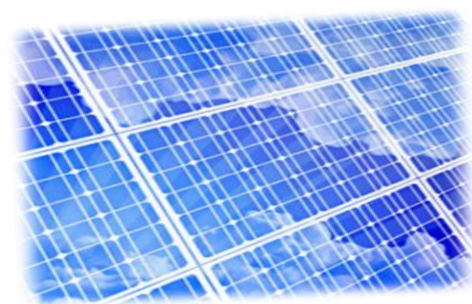
こうした考え方を踏まえ、各家庭や事業者が継続的に省エネルギーを実践していただけるよう、情報提供等の支援や環境学習を積極的に行うとともに、支援策について検討していきます。また、滝沢村としても、たきざわエコオフィス計画を中心に、環境マネジメントに取り組み、省エネルギー、省資源活動の充実に努めます。

②再生可能エネルギーの導入支援

太陽光や風力、水力等の再生可能エネルギーは、石油や石炭等の化石燃料と異なり、使用してもCO₂を排出しないエネルギーです。さらに、自然の恵みから何度でも再生が可能となるエネルギーであり、今後持続可能な社会を形成していく上で重要な要素となります。

再生可能エネルギー導入のため、情報提供及び支援策について検討していきます。また、滝沢村としても、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入をすすめていきます。

【太陽光発電（イメージ）】



【公共施設における再生可能エネルギー及び省エネ機器設備の積極的な導入】

滝沢村が新たに建設する公共施設には、環境配慮の視点に加え、防災の観点からも積極的に再生可能エネルギー及び省エネ機器・設備の導入を検討していきます。

現在、滝沢村役場前に建設が予定されている交流拠点施設においては、太陽光発電システムや地中熱等の再生可能エネルギーの積極的な導入に加え、エネルギー使用が少ない建物構造の採用等を検討しており、省エネと創エネの2つの視点を取り入れています。

村内の小中学校においても、太陽光発電システムの導入を検討しており、再生可能エネルギーの活用と災害時の防災拠点の充実化に向けて、導入を推進していきます。

また、ICT技術インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー(情報通信技術-Information and Communication Technology)と再生可能エネルギーを活用し、避難所となる公共施設のネットワーク化を進めることで、防災拠点の充実化を図り、防災に強いまちづくりを推進していきます。例えば、災害時の避難所のエネルギー使用状況の見える化や、太陽光発電システムと電気自動車による災害時の電力自給ネットワークの構築等を目指し、今後検討を進めていきます。

【木質バイオマスエネルギーの活用】

薪やペレット等の木質バイオマスエネルギーは、樹木が成長する過程でCO₂を吸収・固定しているため、燃焼の際にCO₂を排出しても大気中のCO₂の増減に影響を与えない、「カーボンニュートラル」という特性を有しています

化石燃料から、こうした木質バイオマスエネルギーに転換することにより、CO₂の排出量の抑制が可能となり、地球温暖化防止につながります。

滝沢村や周辺地域には森林が多く、薪やペレット利用の拡大により森林整備が進めば、森林の保全につながり、災害に強い土地や水源のかん養にもつながります。

滝沢村では、木質バイオマスエネルギーの有効利用のために、普及啓発に努めるとともに、資源とエネルギーの地域内循環を目指します。

【木質バイオマスエネルギー（イメージ）】

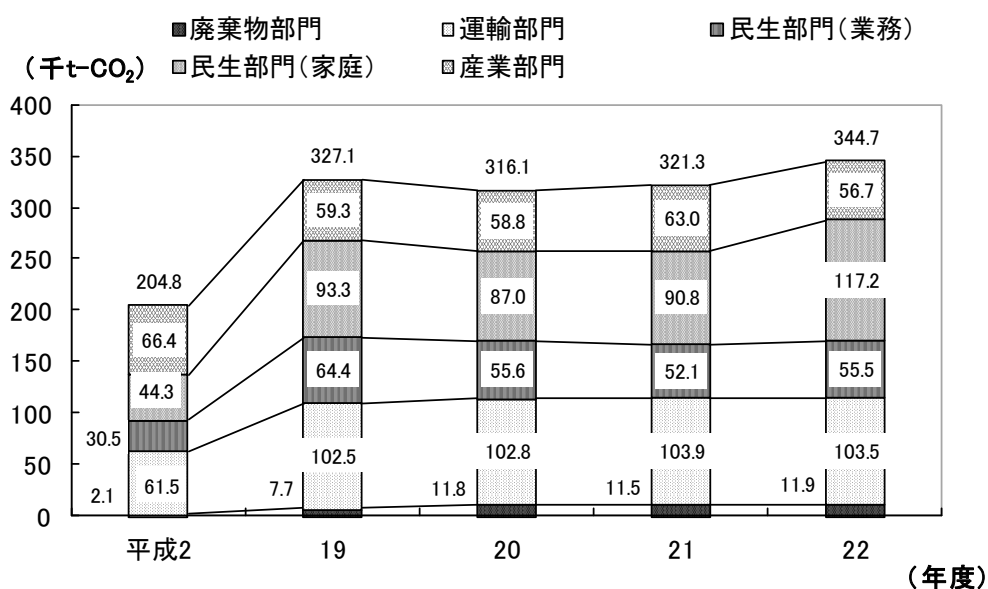


2. 重点施策の目標

①滝沢村のCO₂排出量の現状

滝沢村の平成22（2010）年度のCO₂排出量は、344,700 t-CO₂となっており、平成2（1990）年度と比較すると68.3%と大幅に増加しています、特に、民生部門（家庭）の増加率が大きくなっており、平成2（1990）年度比で164.6%増加しています（下表参照）。これは、家庭における電気機器の増加や世帯数の増加等による影響と考えられます。

【CO₂排出量の推移】



【部門別CO₂排出量】

単位:千 t-CO₂

部門		平成2年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
産業部門	農業・水産業	8.2	6.2	7.2	8.5	8.6
	建設業	8.0	6.7	7.5	6.3	7.6
	製造業	50.2	46.3	44.1	48.2	40.4
産業部門		66.4	59.3	58.8	63.0	56.7
民生部門	民生部門(家庭)	44.3	93.3	87.0	90.8	117.2
	民生部門(業務)	30.5	64.4	55.6	52.1	55.5
民生部門		74.8	157.7	142.6	142.9	172.7
運輸部門	自動車	59.3	99.0	99.5	100.7	100.3
	鉄道	2.2	3.4	3.3	3.2	3.2
運輸部門		61.5	102.5	102.8	103.9	103.5
廃棄物部門		2.1	7.7	11.8	11.5	11.9
合計		204.8	327.1	316.1	321.3	344.7

②CO₂の将来推計

CO₂ 排出量の将来推計として、追加的な削減対策を実施しない場合の排出量（現状すう勢ケース）を推計しました。

《推計方法》

平成 22（2010）年度の CO₂ 排出量を基準とし、人口の増加率を乗じて推計しています。

《推計結果》

本計画の終了年度となる平成 34（2022）年度の CO₂ 排出量は、**360,246 t-CO₂**と推計されます。

平成 34（2022）年度の CO₂ 排出量は、平成 2（1990）年度比で 75.9%、平成 22（2010）年度比で 4.5%増加が見込まれます。

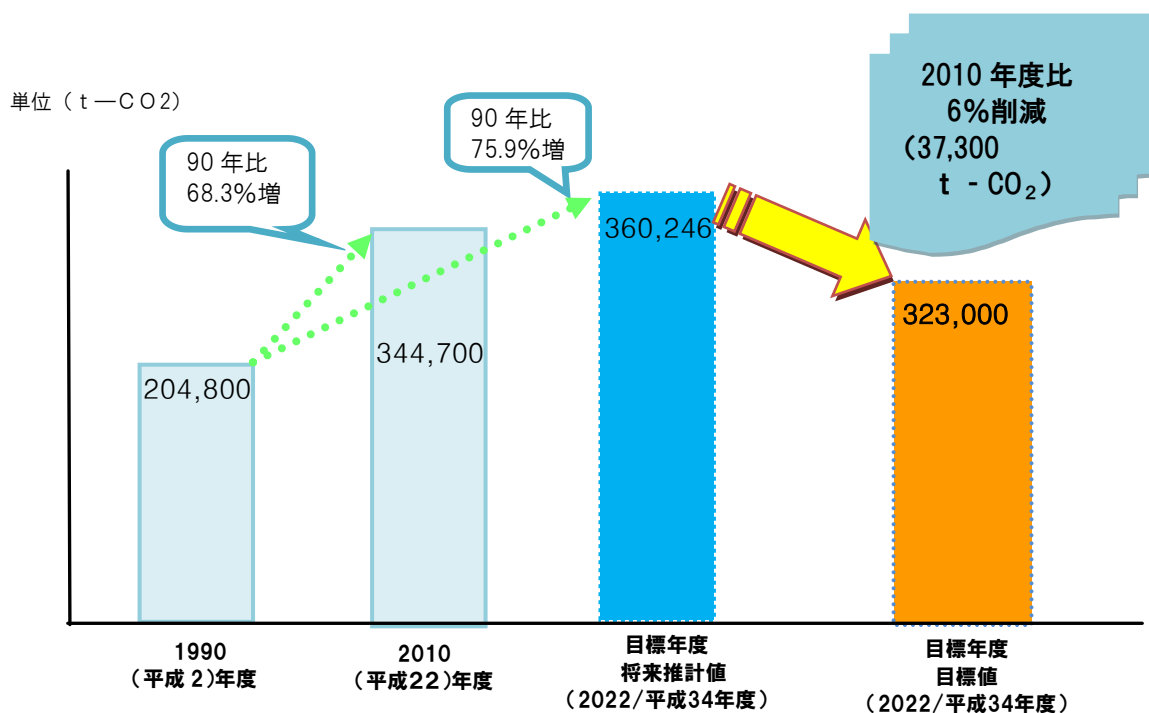
③CO₂削減目標

滝沢村の CO₂ 排出量の削減目標を検討する上で、滝沢村における CO₂ 削減可能量（以下、「削減ポテンシャル量」と言う。）を算定しました。本算定では、住民・事業者アンケート調査結果に基づき、削減量を推計しています。

滝沢村における削減ポテンシャル量は、**37,300 t-CO₂**となりました。計画終了年である平成 34（2022）年度時点で、37,300 t-CO₂の削減が実現した場合、平成 22 年度比で約 6%の削減となります。

部門	削減区分	削減量算定の考え方・算定式	削減量 t-CO ₂
産業・ 民生部門 (業務)	省エネ活動	事業者アンケート調査で設定した省エネ活動の CO ₂ 削減量に、アンケート結果における実施意向割合(今後実施したいと回答した割合)を乗じて推計	200
	機器・設備導入	事業者アンケートで設定した省エネ機器・設備の CO ₂ 削減量に、アンケート結果における導入意向割合(今後実施したいと回答した割合)を乗じて推計	14,000
民生部門 (家庭)	省エネ活動	住民アンケートで設定した省エネ活動の CO ₂ 削減量に、アンケート結果における実施意向割合(今後実施したいと回答した割合)を乗じて推計	1,100
	機器・設備導入	住民アンケートで設定した省エネ機器・設備の CO ₂ 削減量に、アンケート結果における導入意向割合(今後導入したいと回答した割合)を乗じて推計	7,900
運輸部門	エコドライブ	住民アンケートで設定した自動車に関する CO ₂ 削減量(エコドライブ等)に、アンケート結果における導入意向割合(今後導入したいと回答した割合)を乗じて推計	1,600
	エコカーの導入・ 買替	住民・事業者アンケートで設定したハイブリッド自動車の CO ₂ 削減量に、アンケート結果における導入意向割合(今後導入したいと回答した割合)を乗じて推計	12,500
合計			37,300

【CO₂削減目標】

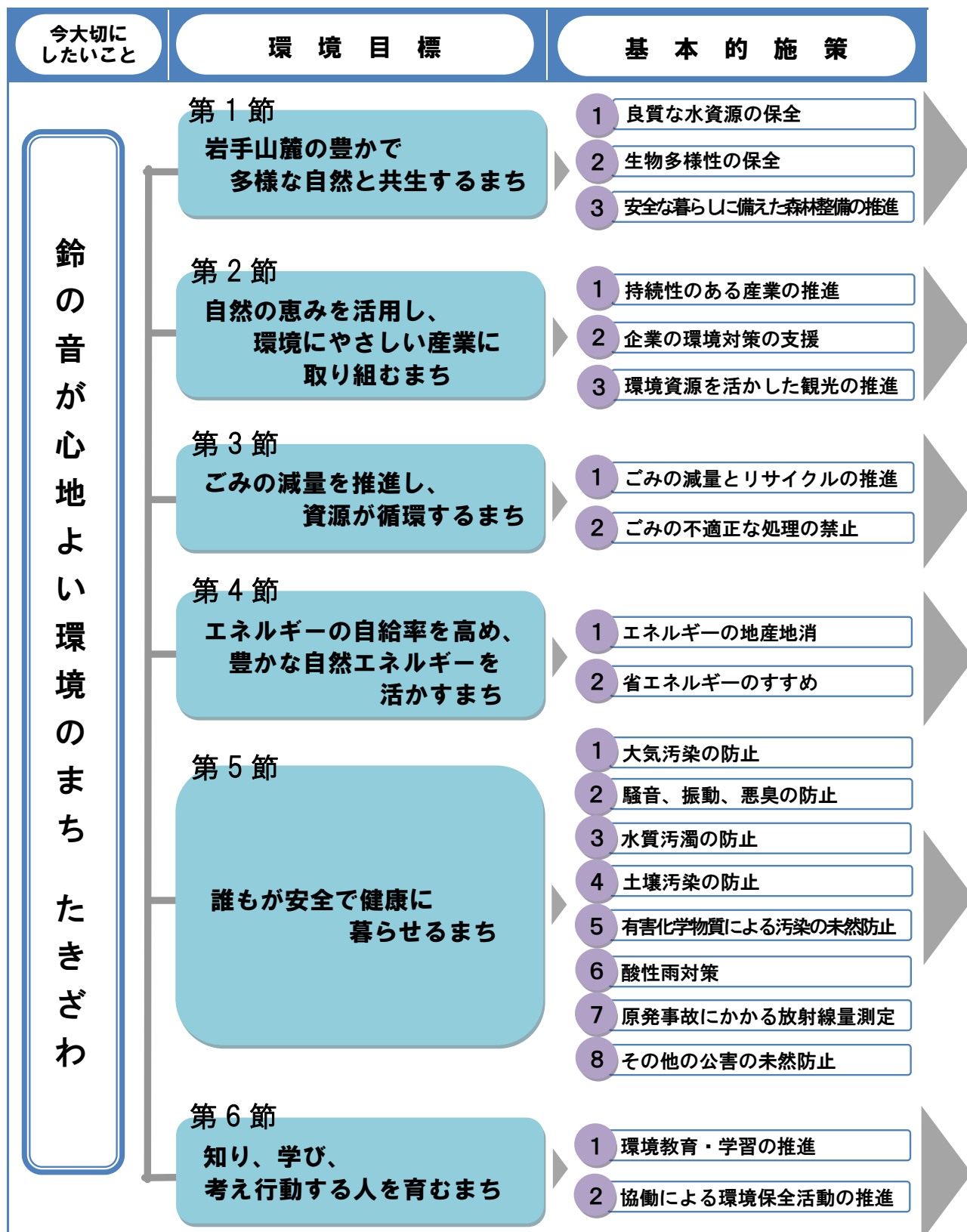


第3章

施策の体系と展開

第3章 施策の体系と展開

1. 施策の体系



個別目標	進行管理指標
岩手山の清らかな水を守り、下流、そして未来へ受け渡すまちを目指します。	●水生生物調査の実施
多様な動植物を育む地域の自然を活かします。	●自然環境調査の実施
「豊かな森」づくりに努めます。	●森林の維持保全 ●公共施設の緑地化 ●水源かん養保安林の保護 ●透水性舗装の敷設
生産者と消費者の交流促進をし、うるおいのあるまちづくりを目指します。地場製品の消費拡大を行い、地元産業を振興させ、まちの発展を目指します。有機堆肥を活用します。大地と水を守り、持続性のある農業を目指し、まちの環境保全に努めます。	●グリーンツーリズムの推進 ●グリーンツーリズムインストラクターの養成 ●特産品開発への支援 ●家畜排泄物の有効利用 ●堆肥処理施設の維持管理指導 ●減農薬・有機栽培の推進 ●環境保全型農業の推進
企業は環境配慮に取り組み、まちの環境政策に寄与します。	●事業所への啓発、指導の推進
自然と調和する観光を推進します。	●岩手山麓工房フェスタ等への活動支援
ごみの減量と再利用、リサイクルを進めます。	●ごみ減量の推進 ●集団資源回収活動の推進 ●リサイクル率の向上
不法投棄、ごみの野外焼却のないまちを目指します。	●地域清掃活動の推進 ●ベットのフン害禁止の啓発 ●ごみの野外焼却の禁止啓発 ●不法投棄巡視員の配置
太陽光発電、小水力発電を推進します。ペレットストーブ、太陽光エネルギーを活用します。	●再生可能エネルギー利用の推進啓発 ●ペレットストーブと太陽光エネルギーの活用推進啓発
各分野でのエネルギーの無駄を排除します。	●省エネルギーの啓発 ●公共交通機関の利用促進啓発 ●たきざわエコオフィス計画の推進
健康に生き続けるため、澄んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めます。	●大気汚染に関する情報収集と公開
鳥のさえずり、虫の音、さわやかな香りが心地よく楽しめる環境づくりを進めます。	●騒音測定の実施
水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めます。	●河川の水質調査の実施 ●公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進
安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、安心して暮らせる環境づくりに努めます。	●土壌汚染に関する情報収集と公開
有害化学物質の情報提供と使用の抑制を図り、環境に負荷を与えないための学習を進めます。	●有害化学物質に関する情報収集と公開
酸性雨の原因と酸性雨がもたらす影響について理解を深めます。	●酸性雨に関する情報収集と公開
原発事故にかかる放射線量の測定や情報収集、公開に努めます。	●放射線量測定に関する情報収集と公開
予防原則に基づき、住民の命を守るため、電磁波、低周波、化学物質等の情報収集や医療用放射性廃棄物処理施設の監視を行い公開に努めます。	●電磁波・低周波に関する情報収集と公開 ●滝沢村ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視 ●PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開 ●清掃センター関連施設調査
家庭、学校、職場、地域が連携し、子どもから高齢者まで、生涯を通じた環境教育、環境学習の場と機会を充実を図ります。	●環境学習の推進
環境ボランティアや地域リーダーを育成するとともに、ネットワークづくりを進め、住民、事業者、村の協働による環境保全活動を推進します。	●活動団体の支援

2. 施策の展開

1 岩手山麓の豊かで多様な自然と共生するまち

1-1 良質な水資源の保全

個別目標

岩手山の清らかな水を守り、下流、そして未来へ受け渡すまちを目指します。

滝沢村は、水源の村として、盛岡市等の下流に暮らす人々へ、清らかな水を受け渡す責任があります。

豊かな水資源を守っていくためには、岩手山や鞍掛山等の山林や周辺の森林の維持管理、春子谷地湿原等の自然を保全していくことが不可欠です。

滝沢村が有する貴重な自然資源を保全するとともに、住民がその大切さに気づき、自ら保全活動に取り組むことができるよう、啓発活動や水と触れあう機会の創出等、幅広い取り組みを推進していきます。

進行管理指標

項目	担当課
水生生物調査の実施	環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 森林・地下水の保全・維持管理
 - ・水源かん養林の大切さを住民に啓発し、森林の維持・管理に努めます。
 - ・水源地帯の乱開発や、地下水の大量汲み上げに対して、適切な施策を講じていきます。
- 生活・農業排水対策
 - ・公共下水道の整備を推進します。また、接続について、住民に協力を促します。
 - ・公共下水道が敷設されない地域に対しては、合併処理浄化槽への補助制度を周知します。
 - ・生活雑排水が与える影響を住民に周知します。
 - ・家畜ふん尿の有効利用と適正な管理を周知します。
- 実態把握、ふれあいの場所づくり等
 - ・水生生物調査を実施し、水質環境を通して自然環境の実態把握に努めます。
 - ・河川整備に当たっては、多自然型工法といった河川の自己浄化作用を高める工法に留意します。
 - ・河川整備に当たっては、水と触れあう憩いの場、水生生物を通じた環境教育の場となることに配慮し、水辺空間の活用を住民に呼びかけます。

住民の取り組み

- 河川等水資源の保全
 - ・河川の清掃や不法投棄の監視を行政と協働して行っていきます。
 - ・簡便な方法による水質測定や自然観察を行い、村内の自然環境の実態を知り、理解を深めていきます。
 - ・自然環境の保全に関心をもち、村が提供する情報を得ながら、自然環境を守る人々の一員として責任ある行動を行います。
 - ・滝の沢、春子谷地といった自然を「自分たちの財産」として大切にします。また、訪問の際にはごみを出さず、自然を汚染・破壊しないよう努めます。

住民の取り組み（つづき）

●水資源の使い方

- 生活雑排水における河川の汚濁を防ぐように配慮します。
- 大切な水の無駄遣いはしません。
- 公共下水道や合併処理浄化槽等、環境への負荷を軽減するためのインフラ整備を積極的に導入します。

事業者の取り組み

- 地域に暮らす企業としての社会的責任を意識します。
- 大切な水の無駄遣いをしないとともに、雨水の有効利用に努めます。
- 環境への負荷の軽減を図るため、国等の基準を遵守し、河川や地下水の汚染を防ぎます。
- 産業廃棄物の適正処理を行います。
- 家畜ふん尿の有効利用と適正な管理に努めます。

【村内の森林風景】



【村内の水辺空間】



1-2 生物多様性の保全

個別目標

多様な動植物を育む地域の自然を活かします。

滝沢村には、県の自然環境保全地域に指定されている「春子谷地湿原」があり、独自の生態系が守られ、貴重な動植物が生息しています。また、人々の手が入ることにより管理されてきた里山等の生態系も同時に有しており、極めて希少な土地柄となっています。

一方で、農林業の衰退等により、動植物のすみかである里山の管理が十分に行きとどかない現状があり、野生生物の種類や個体数の減少が懸念されています。

滝沢村では、里山を維持するための森林整備の推進を継続するとともに、春子谷地湿原等の保全、定期的な野生動植物調査を実施し、生物多様性の保全に努めます。

進行管理指標

項目	担当課
自然環境調査の実施	環境課

【村内に生息しているゲンジホタル】



各主体の取り組み

村の取り組み

- 定期的に自然環境調査を実施し、自然環境の保全に活用します。
- 多くの野生生物の生息地ともなり、多様性を維持する上で重要な役割を果たしている春子谷地湿原の保全に努めます。
- 貴重な動植物を絶滅させることのないよう努めます。
- 原生ブナ林のなごりをとどめている森林の保護に努めます。

住民の取り組み

- 希少な動植物への理解を深めます。
- 野生生物の調査等に積極的に参加します。
- 自然観察会や森林学習に積極的に参加します。
- 希少な動植物の捕獲、盗掘は行いません。
- 自然への負荷低減に向け、ごみの排出を減らす取り組みを実践します。
- かけがえのない自然を慈しみ、親しみ、里山や河川の管理に参加します。

事業者の取り組み

- 希少な動植物の捕獲、盗掘は行いません。
- 自然の生態系を乱すような生物を自然環境に持ち込みません。
- 環境保全活動を、住民や村に積極的に公開し、自然環境保護に取り組みます。

1-3 安全な暮らしに備えた森林整備の推進

個別目標

「豊かな森」づくりに努めます。

森林には、木材の供給、水源のかん養だけでなく、地盤の安定化による災害の防止、景観の保全等多面的な機能があり、私たちの生活に安らぎを与えてくれます。

滝沢村では、森林の保全のために、村有林の整備を計画的に推進するとともに、民有林については補助金を交付する等の支援を行っています。また、天然林やかん養保安林については、適切な管理や保護により、保全に努めています。

その他、緑豊かなまちを目指し、道路への植栽や公園内等の緑地についても、積極的な維持・管理に努めます。

進行管理指標

項目	担当課
森林の維持保全	農林課
水源かん養保安林の保護	農林課
公共施設の緑地化 (花いっぱい運動・新設道路の植栽・ 公園の緑化)	住民協働課 道路課 河川公園課
透水性舗装の敷設	道路課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 村有林の整備を計画的に推進します。
- 森林の管理(開発、保護、除伐、間伐、択抜)を進め、複層林を作っていきます。
- 木質バイオマス等森林の多様な機能を利用するよう努めます。
- 民有林の整備を推進するための支援を行います。
- 水源かん養保安林の保護を行います。
- 公園内の緑地や緑の維持・管理を適切に行います。
- 道路の植栽の管理、新設道路への植栽を行います。
- 透水性舗装の敷設を推進します。
- 森林や緑の重要性について、普及啓発に努めます。

住民の取り組み

- 森林所有者は、適切な森林整備を行います。
- 林業ボランティア等に積極的に参加します。
- 自治会等が行っている公園の管理ボランティアに積極的に参加します。
- 森林の多面的機能について学びます。

事業者の取り組み

- 森林のむやみな伐採はしません。
- 森林組合は、適切な森林整備を行います。
- 地域が行っている公園の清掃や管理に協力・参加します。
- 森林の多面的な機能について学びます。

2

自然の恵みを活用し、環境にやさしい産業に取り組むまち

2-1 持続性のある産業の推進

個別目標

- ・生産者と消費者の交流促進をし、うるおいのあるまちづくりを目指します。
- ・地場製品の消費拡大を行い、地元産業を振興させ、まちの発展を目指します。
- ・有機堆肥を活用します。
- ・大地と水を守り、持続性のある農業を目指し、まちの環境保全に努めます。

農業や畜産業は、滝沢村の主要産業ではありますが、農業者の高齢化や後継者不足等により、農家数・農業従事者数は減少傾向にあります。

一方で、農業には産業としての役割だけでなく、地域の環境保全・管理についても担っており、環境や景観への影響も大きくなっています。

滝沢村では、従来より環境教育としてのグリーンツーリズムや地産地消等を積極的に推進しており、取り組みが定着しつつあります。今後は、こうした取り組みを拡大し、地域農産物等を活かした特産品の開発・販売、グリーンツーリズムの体験者数の増加等に取り組んでいきます。

進行管理指標

項目	担当課
グリーンツーリズムの推進	農林課
グリーンツーリズムインストラクターの養成	農林課
特産品開発への支援	商工観光課
家畜排泄物の有効利用 堆肥処理施設の維持管理指導	農林課
減農薬・有機栽培の推進 環境保全型農業の推進	農林課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 幅広く周知や情報提供をするため、ホームページやメール等を活用し、グリーンツーリズムの活性化に努めます。
- グリーンツーリズムインストラクターの養成に努めます。
- グリーンツーリズムイベントや取り組みに対して協力をします。
- 学校給食での地場産品を積極的に使用し、その活用を努めます。
- 自然の恵みを活かした特産品開発を行います。
- 関係機関と連携し、減農薬・有機栽培等への取り組みについて、幅広く普及をします。
- 減農薬や有機農業の取り組み活動を支援します。
- 家畜の排泄物の堆肥化を推進し、有効利用を図ります。
- 堆肥処理施設の維持・管理の指導を行います。

住民の取り組み

- 農業体験学習や農業関連のイベントに、積極的に参加します。
- グリーンツーリズムを通して、農業に対する理解を深めます。
- 地場産品に対する意識を高め、積極的に地元農産物の購入をします。
- 特産品の開発に協力します。
- 減農薬・有機栽培の農産物を積極的に購入します。
- 農薬の使用を控えます。

事業者の取り組み

- 農園を開放し、幅広い方々の受け入れを行います。
- グリーンツーリズムによる農業学習や体験を提供します。
- 食の信頼を考え、減農薬栽培もしくは有機栽培の農産物の供給をします。
- 農薬を使用する場合は、適切な量の範囲内で使用します。
- 農家間の情報交換や、行政からの減農薬等に関する情報を進んで取り入れ、その技術向上に努めます。

2-2 企業の環境対策の支援

個別目標

企業は環境配慮に取り組み、まちの環境政策に寄与します。

地球温暖化及びエネルギー問題の深刻化による法律等の改正に伴い、企業は年々環境への取り組みを強化しています。

日常の業務の中から省エネや節電をはじめとする環境配慮に取り組んでいる企業は非常に多くなっていますが、住民がその取り組みを知る機会は多くありません。

こうした点を踏まえ、滝沢村では、村の環境イベントやホームページ等において、企業の取り組みを紹介する等、協働・連携するとともに、情報交換等を行い、環境活動の活性化を図ります。

進行管理指標

項目	担当課
事業所への啓発、指導の推進	環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- ISO14001 の認証取得を目指す企業に対し、情報提供を行います。
- いわて環境マネジメントシステムの普及、情報提供に努めます。

住民の取り組み

- 企業の環境活動等に対して、関心をもちます。
- 見学会や説明会等、開かれた企業活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 積極的に環境活動を行い、取り組み成果等を公開します。
- 工場や施設等の見学者の受け入れや企業開放をします。
- 可能な範囲内で、いわて環境マネジメントシステムや ISO14001 への学習やその認証取得を目指します。

2-3 環境資源を活かした観光の推進

個別目標

自然と調和する観光を推進します。

滝沢村は、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原等の自然資源、伝統行事であるチャグチャグ馬コや岩手山麓工芸会が実施している「工房フェスタ」等の文化的資源、豊かな自然の恵みである農産物等、多くの観光資源を有しています。

村では、これまで主に自然資源を活用した観光に力点を置き、「たきざわ自然情報センター」を設置し、登山やハイキング、キャンプを楽しむ人への観光情報の提供、自然に配慮したキャンプ場の整備等の取り組みを推進してきました。

その一方で、観光者による自然への影響を最小限にとどめるべく、自然公園保護管理員や自然保護指導員による監視や、地域住民によるベニヤマザクラの植林等の活動を支援・推進することで、貴重な自然資源を保護する活動にも取り組んできました。

今後は、こうした取り組みを継続するとともに、村の農産物等から特産品を開発し、全国にアピールする等、自然と調和し、かつ、地域活性化につながる観光を推進することを目指します。

進行管理指標

項目	担当課
岩手山麓工房フェスタ等への活動支援	商工観光課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 自然保護指導員を配備し、春子谷地湿原の保全に努めます
- たきざわ自然情報センターにおいて、観光情報を提供し、観光者が楽しく自然に親しめるようサポートします。
- キャンプ場の整備・管理等を通し、自然保護に努めます。
- 地域住民によるベニヤマザクラの植樹を支援します。
- 岩手山麓工房フェスタ等の活動を支援します。
- 村の農産物等を活用した特産品の開発を行い、観光の活性化につなげます。

住民の取り組み

- ごみの持ち帰り等、環境に負荷をかけない参加を心がけます。
- 滝沢村の特産品開発に協力します。
- ベニヤマザクラの植樹活動等、自然資源を保全する活動に参加します。

事業者の取り組み

- 自然と調和した観光産業を推進します。
- 滝沢村の特産品開発に協力します。

【馬返しキャンプ場】



【滝沢村産の農産物】



【ベニヤマザクラ(村の木)】



3

ごみの減量を推進し、資源が循環するまち

3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

個別目標

ごみの減量と再利用、リサイクルを進めます。

滝沢村のごみの総排出量は、近年増加傾向にあります。一方で、リサイクル率は向上しており、集団資源回収活動及びストックヤードへの助成等を継続して実施してきた成果であると考えられます。また、地域清掃活動についても継続的に実施しており、ごみ削減や美化に対する意識の向上に貢献しています。

今後は、ごみ排出量についても削減できるよう、啓発活動を強化していきます。また、地域がリサイクル活動に取り組めるよう、支援を継続していきます。

進行管理指標

項目	担当課
ごみ減量の推進	環境組合
集団資源回収活動の推進	環境組合
リサイクル率の向上	環境組合

各主体の取り組み

村の取り組み

- ごみの排出抑制とリサイクルの推進
 - ・4R運動（Refuse^{リフューズ}、Reduce^{リデュース}、Reuse^{リユース}、Recycle^{リサイクル}）を推進します。
 - ・レジ袋等不要な物をもらわないよう啓発します。（Refuse）
 - ・ごみを減らす方法について情報収集し、広く周知に努めます。（Reduce）
 - ・リターナブルびん（繰り返し使用できるびん）等、環境への負荷が少ない商品を推奨します。（Reuse）
 - ・集団資源回収活動を支援します。（Recycle）
- ごみ処理施設に搬入されたごみの適正な処理
 - ・ごみからの資源の回収を進め、リサイクル率の向上に努めます。
 - ・環境に負荷を与えないよう、適切に処理します。
 - ・清掃センターでのごみの量や処理に伴う排出ガスの量や濃度等、公開します。

住民の取り組み

- ・買い物をするときは、捨てる時まで考慮して品物を選びます。
- ・使い捨て商品よりも繰り返し使える商品を購入します。
- ・不要なレジ袋や過剰な包装は断ります。
- ・ごみの分別、収集日を必ず守ります。
- ・資源の再利用をした製品を積極的に選択します。
- ・集団資源回収活動に協力します。
- ・生ごみの出ない工夫に取り組みます。
- ・地域清掃活動に参加します。

事業者の取り組み

- 事業ごみの削減に取り組みます。
- 事業所で使用する製品はグリーン購入を心がけ、再生品の使用等に努めます。
- 環境に配慮した商品を積極的に販売します。
- 簡易包装を心がけ、計り売り等を行います。
- 地域清掃等に積極的に参加します。

【地域清掃の様子】



3-2 ごみの不適正な処理の禁止

個別目標

不法投棄、ごみの野外焼却のないまちを目指します。

滝沢村の不法投棄件数は、増減を繰り返してきましたが、平成 22 年度から大きく減少しています。

村では、不法投棄巡視員の村内巡回等の取り組みにより、不適切処理の未然防止と早期発見に努めており、こうした取り組みの効果と考えられます。今後もこうした取り組みを強化し、不法投棄のないまちを目指します。

また、ごみのポイ捨てやごみの野外焼却についても減少傾向を示しており、今後も啓発活動を推進していきます。

進行管理指標

項目	担当課
地域清掃活動の推進	環境課
ペットのフン害禁止の啓発	環境課
ごみの野外焼却禁止啓発	環境組合
不法投棄巡視員の配置	環境組合

各主体の取り組み

村の取り組み

- 不適正な処理が行われないよう、村内を巡視します。
- 不法投棄がされやすい場所について、啓発看板を設置する等の対策を行います。
- 行事の際には、ごみはなるべく持ち帰るよう呼びかけ、また、分別区分ごとのごみ箱を設置し、ポイ捨てを防止します。
- ポイ捨て、家庭ごみの野外焼却をしないよう啓発活動を行います。
- ペットのフンの適正な処理について、周知を行います。
- 自治会等で実施している地域清掃活動を支援します。

住民の取り組み

- 不法投棄、ポイ捨てを絶対にしません。
- 自分の所有する土地について、不法投棄がされないよう責任を持って管理し、周辺の美化に努めます。
- 家庭ごみの野外焼却をしません。
- ペットのフンは適正に処理します。
- 地域清掃活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- ルールを守り、ごみの適正な処理を行います。
- ごみの適切な処理について、従業員全員に周知を徹底します。
- 自動販売機を設置するときには、回収箱についても設置します。
- 事業所内や周辺の清掃、美化に努めます。
- 地域の清掃活動に協力します。
- 農業用ビニールは野外焼却せず、適正な処理をします。
- 事業所のごみの野外焼却をしません。

4

エネルギーの自給率を高め、
豊かな自然エネルギーを活かすまち

4-1 エネルギーの地産地消

個別目標

- ・ 太陽光発電、小水力発電を推進します。
- ・ ペレットストーブ、太陽光エネルギーを活用します。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、エネルギーの重要性が改めて認識され、持続可能な社会のためにも、省エネルギーや自然エネルギー促進への気運が高まっています。

滝沢村は、水や森林資源等、豊かな自然を有しており、こうした自然の恵みを活かしながら、エネルギーの地産地消を推進します。

平成 24 年 7 月から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたこともあり、特に太陽光発電システムの導入については、住民や事業者の間で、関心が高まっています。

こうした状況を踏まえ、滝沢村では、住民や事業者が導入を検討できるよう、各機器・設備のメリットや省エネ効果等の情報提供を行うとともに、普及に努めます。

進行管理指標

項目	担当課
再生可能エネルギー利用の推進啓発	関係課・環境課
ペレットストーブと太陽光エネルギーの活用推進啓発	関係課・環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 住民・事業者に対し、自然エネルギー機器・設備（太陽光発電システム、太陽熱、ペレットストーブ等）の導入支援を行います。
- 公共施設における、自然エネルギー機器・設備（太陽光発電システム、太陽熱、ペレットストーブ等）の積極的な導入を推進します。

住民の取り組み

- 自然エネルギー機器・設備（太陽光発電システム、太陽熱、ペレットストーブ等）を積極的に導入します。

事業者の取り組み

- 自然エネルギー機器・設備（太陽光発電システム、太陽熱、ペレットストーブ等）を積極的に導入します。

【太陽光発電システム（イメージ）】



4-2 省エネルギーのすすめ

個別目標

各分野でのエネルギーの無駄を排除します。

東日本大震災以降、社会的な要請を受けて、各世帯において省エネルギーや節電を実践していると想定されます。こうした取り組みは、継続することができれば多くのエネルギーを生み出すことができますが、無理や我慢を強いる取り組みでは長期的な継続は期待できません。

そのために、滝沢村では、効率的な省エネルギーの実践方法等に加え、楽しくできるエコライフの工夫等も合わせて情報発信し、積極的な省エネルギーの取り組み支援を行います。

また、公共施設においても、引き続き省エネルギー・節電に努めるとともに、「たきざわエコオフィス計画」を推進し、積極的なエネルギー削減に努めます。

進行管理指標

項目	担当課
省エネルギーの啓発	環境課
公共交通機関の利用促進啓発	交通政策課
たきざわエコオフィス計画の推進	関係課・環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 公共施設における、エネルギーの無駄使いをなくします。
- 公共交通機関利用促進の啓発に努めます。
- たきざわエコオフィス計画を推進し、エネルギー使用量の削減に努めます。
- 公用車を使用するときは、エコドライブ・アイドリングストップに努めます。
- 公用車は、ハイブリッド自動車、電気自動車等の購入を検討します。
- 省エネ機器、LED等の購入を検討します。
- 住民・事業者への省エネの情報提供や、普及啓発に努めます。

住民の取り組み

- ライフスタイルを見直し、エネルギーの無駄使いをなくします。
- 楽しく省エネや節電に取り組み、エネルギー使用量を減らします。
- 自家用車を使用するときは、エコドライブ・アイドリングストップに努めます。
- 公共交通機関の利用を進めます。
- ハイブリッド自動車、電気自動車等の購入を検討します。
- 省エネ機器、LED等の購入を検討します。

事業者の取り組み

- 省エネや節電に取り組み、エネルギー使用量を減らします。
- 業務で自動車を使用するときは、エコドライブ・アイドリングストップに努めます。
- ハイブリッド自動車、電気自動車等の購入を検討します。
- 省エネ機器、LED等の購入を検討します。

5

誰もが安全で健康に暮らせるまち

5-1 大気汚染の防止

個別目標

健康に生き続けるため、澄んだ空気を子孫に残す環境づくりを進めます。

県内の大気環境は、過去 10 年間概ね良好に維持されており、滝沢村の状況についても、同様の傾向を示しています。

県が実施している大気汚染調査結果をみると、二酸化窒素、浮遊粒子物質とともに、国が定める環境基準を達成している状態が継続しています。

今後も、県の調査結果を活用し、継続して監視していくとともに、低公害車の導入やエコドライブ等の啓発活動を積極的に推進し、良好な大気環境を維持していきます。

進行管理指標

項目	担当課
大気汚染に関する情報収集と公開	環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 公用車に低公害車の導入を進めます。
- 公用車運転時におけるアイドリングストップを徹底します。
- 岩手県生活環境保全条例（県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例）の周知徹底を図ります。
- ごみの分別収集を徹底します。

住民の取り組み

- 自家用車のアイドリングストップを励行します。
- 近距離での自家用車の利用を控え、自転車の利用を心がけます。
- 低公害車の購入に努めます。
- 自家用車の点検整備を行います。
- 公共交通機関の利用を進めます。
- 家庭ごみの野外焼却は行いません。
- ごみはルールに基づいてきちんと分別します。

事業者の取り組み

- 営業車両は、低公害車の導入を進めます。
- 営業車両の点検整備を徹底します。
- 営業車両の過剰搭載をやめ、燃料の節約に努めます。
- 営業車両のアイドリングストップを励行します。
- 事業所から発生するばい煙等については、自らの責任において適切に管理します。
- 事業系一般廃棄物は、適正に処理します。
- 有害大気汚染物質の排出状況の把握及び抑制に努めます。

5-2 騒音、振動、悪臭の防止

個別目標

鳥のさえずり、虫の音、
さわやかな香りが心地よく楽しめる環境づくりを進めます。

滝沢村の騒音については、改善傾向にあります。高速道や新幹線騒音は、今後も交通量や新幹線の走行状況等によって変化することが想定されるため、調査による監視を継続してきます。

悪臭については、改善傾向にあります。今後も、住民からの通報等に迅速に対応するとともに、ごみの野外焼却の防止や畜産廃棄物の適正処理等の指導を行っていきます。

進行管理指標

項目	担当課
騒音測定の実施	環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 一般道、高速道、新幹線の騒音調査を継続し、監視します。
- アイドリングストップ等の普及啓発に努めます。
- 野外焼却の原則禁止を住民に周知します。
- 養鶏（豚）施設及び畜産廃棄物の不適正処理について、指導を強化します。

住民の取り組み

- アイドリングストップ等、環境に配慮した運転に努めます。
- 法定速度を守ります。
- ピアノや楽器を利用する際には、近隣への影響の少ない方法で行います。
- エアコンやボイラーの室外機は、近隣に配慮して設置します。
- 家庭ごみの野外焼却は行いません。
- ペットやごみ、庭の堆肥等から発生する悪臭の防止に努め、近隣に迷惑をかけないようにします。

事業者の取り組み

- 営業車両は、アイドリングストップ等、環境に配慮した走行に努めます。
- 法定速度を守ります。
- 近隣（沿線）住民から苦情を受けた際は、迅速に対応します。
- 定期的な騒音・振動に対する点検を行い、不具合があるときは、速やかに改善します。
- 施設から発生する悪臭については、自らの責任において適切に管理します。
- 施肥を行う際は、気象状況を考慮する等、周辺に臭気が発散しないように注意します。
- 廃棄物を搬出するまでは、周辺に臭気が発散しないよう適切な対策を講じます。

5-3 水質汚濁の防止

個別目標

水浴びのできるきれいな水の保全と水質汚濁の防止に努めます。

滝沢村内には、雫石川の支流にあたる6つの河川が流れており、すべての河川において、毎年村が水質調査を実施しています。

河川の水質については、全体的に改善傾向にあり、平成23年度時点で、水質イオンの濃度(pH)、浮遊物質(SS)、生物化学的酸素要求量(BOD)、溶存酸素量(DO)は、全ての河川において環境基準を達成しています。

しかし、大腸菌群数の環境基準は達成できていない状況が続いています。今後も引き続き、下水道の整備及び接続、合併処理浄化槽設置の普及啓発等を推進することに加え、水質調査による監視を継続し、さらなる水質の改善に努めます。

進行管理指標

項目	担当課
河川の水質調査の実施	環境課
公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進	下水道課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 生活排水対策
 - ・公共下水道の計画的な整備を進めます。
 - ・合併処理浄化槽の普及拡大に努めます。
 - ・合併処理浄化槽設置に係る放流先の確保に努めます。
 - ・し尿の適正処理を進めます。
 - ・地区の清掃活動を積極的に支援します。
 - ・排水基準を守ります。
- 事業、畜産系排水対策
 - ・水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別対策措置法等の関係法令に定める排水基準を守ります。
 - ・畜産廃棄物の適正保管と処理の啓発活動を行います。
- 河川及び上水
 - ・「生活環境の保全に係る環境基準」と「人の健康の保護に関する環境基準」に定める定点測定を実施します。
 - ・自然環境に配慮した河川の改善に努めます。
 - ・安全な水道水源水域の確保に努めます。
 - ・地下水の汚染防止対策を強化します。

住民の取り組み

- 調理、洗濯、入浴等の生活排水対策
 - ・合併処理浄化槽の設置を進めます。
 - ・地下浸透処理用集水桝の定期的な清掃を行います。
 - ・お風呂の水を洗濯に再利用する等、節水や排水の削減に努めます。
 - ・調理くず、食用油等浄化に負荷のかかるものは下水道に流しません。
 - ・雨水以外の生活排水を雨水管に流しません。
- 河川及び上水
 - ・農薬・化学肥料等の適正な使用に努めます。
 - ・河川の清掃活動に参加します。

事業者の取り組み

- 事業所からの排水の水質管理を徹底し、結果を公開するよう努めます。
- 有害化学物質を適正に管理し、その管理状況を公開するよう努めます。
- 環境基準を上回る汚濁水を排水することのないよう、厳重な管理を行います。
- 有害化学物質や農薬等が河川に流入したり、土壌を汚染しないよう使用の各工程において厳重な管理を行います。

【村内の河川】



【大沢せせらぎ公園】



5-4 土壌汚染の防止

個別目標

安全な生活環境や農作物への汚染を未然に防止し、
安心して暮らせる環境づくりに努めます。

滝沢村では、清掃センター周辺において、土壌のダイオキシン類濃度調査を実施し、土壌汚染の未然防止に努めています。

調査結果は、調査開始以来、環境基準を大幅に下回っており、低濃度を維持しています。

今後も引き続き、調査による監視を行うとともに、家庭ごみの野外焼却防止や農薬の適正利用についても、普及啓発を行っていきます。

進行管理指標

項目	担当課
土壌汚染に関する情報収集と公開	環境組合

【滝沢清掃センター】



各主体の取り組み

村の取り組み

- 有害化学物質の使用状況等を把握し、公開します。
- ダイオキシン類及び有害化学物質の周知徹底を図ります。
- 家庭ごみの野外焼却禁止を住民等に周知します。
- 農薬や化学肥料等の適正使用について、使用者に働きかけます。
- 村が管理する公園や街路樹に使用する農薬や化学物質は、散布時期や散布量等を検討し、必要最低限の量にとどめます。業者に委託する場合も同様に取扱いします。

住民の取り組み

- 有害化学物質や農薬等は、河川流入、土壌汚染を防止するために、適切に取り扱います。
- 農薬に頼らないガーデニングを心がけます。
- 家庭ごみの野外焼却はしません。

事業者の取り組み

- 有害化学物質を適切に管理し、必要に応じて管理内容を公開するよう努めます。
- 汚染物質を含む排水は適正に処理し、地下浸透はさせません。
- 有害化学物質や農薬等は、河川流入、土壌汚染を防止するために、使用の各工程で厳重に管理します。
- 廃棄物は適正に処理します。

5-5 有害化学物質による汚染の未然防止

個別目標

有害化学物質の情報提供と使用の抑制を図り、
環境に負荷を与えないための学習を進めます。

滝沢村では、予防原則に基づき、化学物質による汚染を未然に防ぐため、清掃センターにおける水質調査及び大気調査、PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）に基づく届出現状の管理、県によるアスベスト使用調査結果の活用による監視等を行っています。

現在村内において、有害化学物質の汚染等は確認されていませんが、今後こうした取り組みを継続するとともに、情報提供や普及啓発に努め、有害化学物質による汚染を未然に防止します。

進行管理指標

項目	担当課
有害化学物質に関する情報収集と公開	環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 清掃センター等の有害化学物質調査・公開を行い、監視します。
- 住民に対し、有害化学物質に対する情報を提供します。
- 有害化学物質に対する普及啓発活動に取り組みます。
- 事故等による緊急時には、汚染を最小限にとどめる対策を講じます。
- 廃棄物処理施設の適正な運営管理を進めます。
- 産業廃棄物処理施設の監視指導を強化します。
- 村の公共施設では、有害化学物質の使用はしません。
- 事業者が取り扱う化学物質について、P R T R法により公開される情報の収集に努め、使用される量や環境への排出量、管理の方法等を把握します。
- アスベスト等による健康被害について、情報の提供に努めます。

住民の取り組み

- 有害化学物質に対する学習を深めます。
- 有害化学物質が使用されている製品、食品の使用、購入を控え、環境を汚染しないよう努めます。
- エコ商品の購入に努めます。

事業者の取り組み

- 有害化学物質を排出する可能性のある製品、事業について、情報提供します。
- 事業、製品、消費、廃棄の各段階での有害化学物質の発生を抑制します。
- 周辺環境への影響を定期的に調査し、環境汚染を予防します。
- 事故防止対策を徹底し、有害化学物質の発生を抑制します。
- 各種法令を遵守します。

5-6 酸性雨対策

個別目標

酸性雨の原因と酸性雨がもたらす影響について理解を深めます。

酸性雨は、自動車の排気ガスや、工場等での化石燃料の燃焼により、大気中に放出される硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)等を起源とする酸性物質が、雨・雪・霧等に溶け込む現象です。この結果、河川や土壌、人体、建造物等に悪影響が及ぶことが懸念されています。

酸性雨の影響を把握するためには、長期継続的なモニタリングが必要なため、滝沢村では、今後も県の調査結果を活用し、監視を継続していきます。

進行管理指標

項目	担当課
酸性雨に関する情報収集と公開	環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 県が実施している酸性雨調査結果を活用し、住民に情報発信します。

住民の取り組み

- ごみの分別を徹底し、家庭ごみの野外焼却は行いません。
- 自家用車の利用を控えます。

事業者の取り組み

- 営業車両の点検整備を徹底します。
- 事業により発生する廃棄物は、適正な方法で処理します。

5-7 原発事故にかかる放射線量測定

個別目標

原発事故にかかる放射線量の測定や情報収集、公開に努めます。

平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、滝沢村内においても放射性物質の拡散が懸念されています。

こうした住民の不安を軽減するため、滝沢村では、牧草、水道水、農産物や学校等において、定期的に放射線量の測定を行ってきました。

また、学校給食センターにおいては、地場農産物を中心に独自の放射性物質濃度測定調査を行い、結果をホームページで公開しています。

今後も、状況に応じた調査等による監視を行い、安心・安全の確保に努めます。

進行管理指標

項目	担当課
放射線量測定に関する情報収集と公開	各担当課 環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 定期的に、放射線量測定を実施し、その結果を広く公開します。
- 正しい放射性物質に関する情報を、住民に提供し、普及啓発に努めます。

住民の取り組み

- 放射性物質に関する学習を深め、正しい知識を身につけます。

事業者の取り組み

- 放射性物質に関する学習を深め、正しい知識を身につけます。
- 国の食品衛生法における、食品中の放射性物質に係る基準を守ります。

5-8 その他の公害の未然防止

個別目標

予防原則に基づき、住民の命を守るため、電磁波、低周波、化学物質等の情報収集や医療用放射性廃棄物処理施設の監視を行い公開に努めます。

滝沢村では、電磁波、低周波、医療用放射性廃棄物等について、予防原則の姿勢で調査、情報収集・公開を実施してきました。

特に、医療用放射性廃棄物については、昭和63年に日本アイソトープ協会が村内で操業を開始して以来、「滝沢村ラジオメディカルセンター放射線監視委員会」を設置し、検討評価を行っています。

測定を開始して以来、自然環境への影響は認められていませんが、今後も監視を続け、未然防止に努めます。

また、電磁波や低周波についても、情報収集に努め、住民の健康を守り、安心して生活できる環境を整備します。

進行管理指標

項目	担当課
電磁波・低周波に関する情報収集と公開	環境課
滝沢村ラジオメディカルセンター放射線監視委員会による監視	環境課
PRTR法に基づく届出状況に関する情報収集と公開	環境課
清掃センター関連施設調査	環境組合

各主体の取り組み

村の取り組み

- 村内における電磁波、低周波被害の情報の収集に努めます。
- 電磁波、低周波を発生させる設備、機器を取り扱う事業者に対し、その発生状況、強度、及び範囲等の情報開示を求めます。
- 近隣騒音の原因にもなっているエアコン、ボイラー等の管理の徹底を利用者に促します。

住民の取り組み

- 家電製品を使用しないときは、主電源を切るか、コンセントから抜く等して電磁波の発生を抑えるようにします。
- 低周波による何らかの影響を感じたときは、その状況を記録し、村に報告します。

事業者の取り組み

- 携帯電話等の中継タワーを設置する場合には、シールドを施したり、周辺の土地を十分確保する等の対策を講じます。
- 付近住民からの苦情には、誠意を持って対応します。

6

知り、学び、考え行動する人を育むまち

6-1 環境教育・学習の推進

個別目標

家庭、学校、職場、地域が連携し、子どもから高齢者まで、生涯を通じた環境教育、環境学習の場と機会の充実を図ります。

近年、環境への関心は高まりをみせており、村でも、多くの人々が年齢や関心に応じた環境教育、環境学習に参加できるよう、様々な取り組みを推進してきました。

小学校における環境教育は、総合的な学習の時間を活用し、田植え・農業体験やジュース・豆腐づくり等、学校ごとに特色ある環境体験を推進し、村が支援しています。また、清掃センターの見学を実施し、ごみの適正な処理やリサイクルについて学習する機会を提供しています。

生涯学習としては、出前講座や環境講座の実施、環境フォーラムの開催等を継続的に行っており、環境に関する知識を深めるとともに、環境活動の活性化を図っています。

今後も、環境教育、環境学習が果たす役割は重要になるため、幅広い内容や手法を取り入れて、継続的に推進していきます。

進行管理指標

項目	担当課
環境学習の推進	教育総務課 生涯学習課 環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

- 住民参加体制の構築
 - ・学校教育、生涯教育等、様々な人が環境学習に参加できる仕組みづくりに努めます。
 - ・環境保全活動や環境学習会は、住民が参加しやすい時間や場所を選んで実施します。
 - ・環境カウンセラーの情報提供や人材バンクの充実等、人材面での支援体制の構築に努めます。
- 環境教育（学習）の推進
 - ・各学校が、特色ある環境教育を推進できるよう、パンフレット、ガイドブック等学習資材や情報を提供します。
 - ・住民が気軽に参加できる環境イベントを開催します。
 - ・自然観察会等、住民参加による環境調査を実施します。
 - ・ポスターコンクール等を実施します。
 - ・環境に関する出前講座を、質・量ともに充実させます。

住民の取り組み

- ・地域や家庭で環境学習を深め、意識を高めます。
- ・村が実施する環境イベント等に積極的に参加し、その内容を地域活動に生かしていきます。
- ・次代を担う子どもたちが環境保全活動を自発的に行うよう、大人たちは責任をもって幼児期から子どもたちに伝えます。

事業者の取り組み

- ・経営者は、環境問題に関する社会的責任を自覚し、自らの行動をもって模範を示すように努めます。
- ・職場内で環境教育や環境学習を実施します。
- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。

6-2 協働による環境保全活動の推進

個別目標

環境ボランティアや地域リーダーを育成するとともに、ネットワークづくりを進め、住民、事業者、村の協働による環境保全活動を推進します。

村内では、多くの環境保全団体が、村との協働で様々な活動を展開し、着実に取り組みを推進しています。

特に、たきざわ環境パートナー会議は、環境配慮や自然観察等のプロジェクトを実施しています。会員だけではなく、環境ボランティアとして多くの方が参加しており、活動の輪が広がっています。

また、各地域のまちづくり推進委員会においても、村と協働で環境活動を積極的に推進しており、学校との協働を行う地域もあります。

今後は、こうした環境活動のネットワーク化を推進するとともに、さらなる取り組みの活性化のために、支援や協働の方法の検討等を行っていきます。

進行管理指標

項目	担当課
活動団体の支援	住民協働課 環境課

各主体の取り組み

村の取り組み

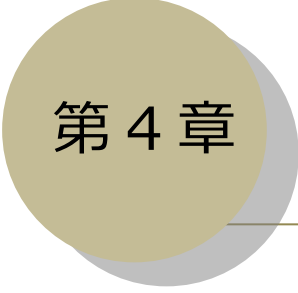
- 環境ボランティアや地域活動を支援し、環境保全活動の活性化を促します。
- 住民、事業者、村が連携・協働し、環境保全に関わる施策を積極的に進めていきます。
- 住民団体相互の連携と交流を促進するためのネットワークづくりに対する支援を進めます。
- 住民（地域・グループ）・職場・学校等、様々な場で行われる環境保全活動のネットワーク化を進めます。
- 環境パートナーシップいわてとの連携を図ります。
- 環境保全活動を行っている環境団体や地域団体等と協力して、環境イベント等を開催します。
- 岩手山麓工房フェスタ等への活動を支援します。
- 地域住民によるベニヤマザクラの植樹を支援します。

住民の取り組み

- 各種環境保全活動に積極的に参加します。
- 地域の伝統行事等を通じて、広い世代の交流の輪を広げます。
- 地域のまちづくりに積極的に参加し、地域住民の協働による環境保全活動の輪を広げていきます。

事業者の取り組み

- 地域環境と調和した事業活動を進めていきます。
- 事業者間の交流を通じ、環境保全活動等の情報を交換します。
- 地域で行われる環境保全活動に、積極的に参加します。
- 環境保全活動を行っている住民団体等の活動を支援し、協力して環境イベント等を開催します。



第 4 章

地域別環境配慮指針

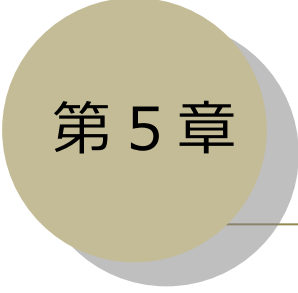
第4章 地域別環境配慮指針

滝沢村は、岩手山や鞍掛山、春子谷地湿原等豊かな自然に恵まれている一方で、盛岡市に隣接するベッドタウンとして交通の利便性の高い地域でもあります。山間部と中心市街地では、環境、地理、文化的特性が大きく異なるため、地域に合わせた環境配慮指針が必要となります。

そのため、各地域の「地域まちづくり推進委員会」において、環境配慮指針を策定し、それぞれの地域特性に合った環境まちづくりを推進していくこととします。

【各地域まちづくり推進委員会】

No	地域名	推進委員会名	所属自治会名
1	小岩井	小岩井地域まちづくり推進委員会	小岩井
2	大釜	大釜地域まちづくり推進委員会	大釜上、大釜南
3	篠木	しのぎ夢まちづくり推進委員会	篠木
4	大沢	大沢地域まちづくり推進委員会	大沢
5	鶺鴒	鶺鴒地域まちづくり推進委員会	鶺鴒南、鶺鴒西、鶺鴒温泉、滝沢ニュータウン
6	姥屋敷	姥屋敷いきいき21 推進委員会	姥屋敷
7	元村	元村地域まちづくり推進委員会	元村南、室小路、国分、元村中央、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野
8	東部	東部地域まちづくり推進委員会	巣子、南巣子、長根、川前
9	柳沢	柳沢地域まちづくり推進委員会	柳沢
10	一本木	一本木地域まちづくり推進委員会	南一本木、いずみ巣子ニュータウン、北一本木



第5章

環境活動ネットワーク（進行管理と推進体制）

第5章 環境活動ネットワーク(進行管理と推進体制)

本計画は、いわゆる行政計画ではありますが、計画推進のためには、住民、住民団体、事業者と村がそれぞれの役割を担い、一体となって取り組んでいくことが必要です。

各主体は、計画に基づいて取り組みを進めていくものとしませんが、各主体の連携により、環境活動ネットワークの輪を広げ、情報共有を図るとともに環境施策を推進していきます。

1 環境活動ネットワーク体制

1. 情報の共有とネットワークづくり

①情報の共有化

住民、住民団体、事業者と行政が、それぞれの役割のもとに環境情報を共有し、取り組みに活かしていきます。

②環境活動ネットワークの整備

行政はもとより住民、事業者が協働して環境保全活動に取り組んでいけるような体制を整え、計画の実効性を高めていきます。

2. 計画の環境活動ネットワーク体制

本計画の推進体制は、住民組織（住民、住民団体、事業者を含む）と環境に係る村の総合的な調整を行う機関である環境審議会、環境施策を立案する庁内推進組織から構成されており、これらの円滑な運営を行うために事務局を設置しています。

①住民組織

○たきざわ環境パートナー会議

【設置】

村の良好な環境の保全と創造に関し、住民、住民団体、事業者及び村が協働して取り組む組織として、たきざわ環境パートナー会議があります。

【役割】

たきざわ環境パートナー会議は、環境問題に関心のある人であれば誰でも自由に参加できる体制を目指します。

②環境審議会

○滝沢村環境審議会

【設置】

滝沢村環境基本条例 32 条の規定に基づき、滝沢村における良好な環境の保全と創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的な推進を図るための組織として、環境審議会を設置（一般公募を含む委員 10 名で構成）しています。

【役割】

環境審議会では、村長の諮問に応じ、環境基本計画の策定や見直し、年次報告書に対する住民等からの意見等について調査、審議します。

③庁内推進組織

○環境基本計画推進プロジェクトチーム

【設置】

環境行政に関する庁内関係部署との調整、連携及び計画の立案を行う組織として、環境基本計画推進プロジェクトチームを設置しています。

【役割】

環境基本計画推進プロジェクトチームでは、条例および計画の見直し、環境政策の調査又は研究、地球温暖化防止対策等、環境問題全般について調査・検討しています。

2

進行管理

本計画を着実に進めていくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握、評価し、本計画を見直していく必要があります。

この計画では、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「点検（Check）」、「見直し（Action）」という4つのステップによって本計画の進行管理を進めていきます。

1. 計画（Plan）

住民、住民団体、事業者の意見を広く取り入れて、本計画の策定や見直しを行います。

2. 実行（Do）

目標達成に向けた取り組みにそって、住民および住民団体、事業者と行政が一体となって計画を推進していきます。

3. 点検（Check）

本計画の進捗状況を公開し、住民や住民団体、事業者からの意見を聴取します。チェックの手法としては、次の取り組みを行います。

①目標達成状況の把握と評価

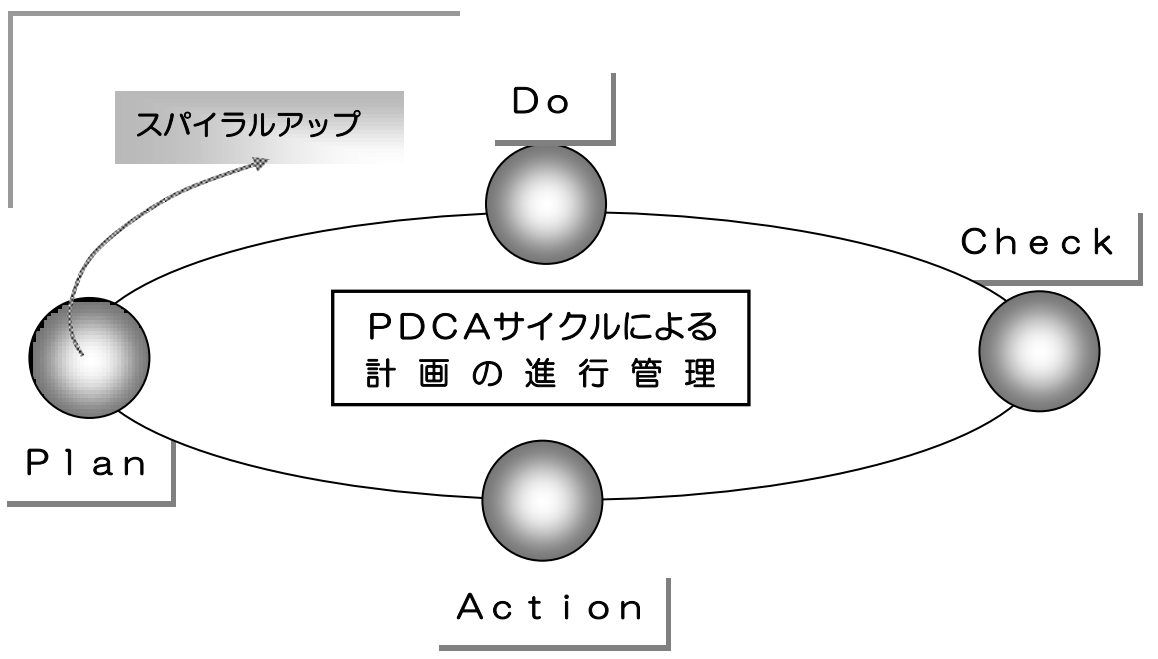
本計画の目標達成状況については、取り組みの方向ごとに設定された進行管理指標に基づいて把握し、評価します。

②年次報告書の作成および公表

環境の現状や計画の進捗状況は、毎年度年次報告書として取りまとめ、広報やホームページで公表します。

4. 見直し（Action）

住民や住民団体、事業者からの意見、たきざわ環境パートナー会議からの意見、環境審議会からの意見を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。



卷 末

参 考 资 料

資料 1 滝沢村環境基本条例

○滝沢村環境基本条例

平成14年3月20日条例第11号

滝沢村環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本施策（第11条）

第3章 環境基本計画（第12条—第14条）

第4章 推進施策（第15条—第30条）

第5章 推進および調全体制（第31条—第33条）

第6章 条例の検討と見直し（第34条）

第7章 雑則（第35条）

附則

私たちの郷土滝沢村は、秀峰岩手山のふもとに広がり、村内には日本最大級の民間牧場や県内有数の湿原である春子谷地、村の名の由来となった滝の沢をはじめとする水資源などの豊かな自然に恵まれています。また、湯舟沢遺跡などにもみられるように、縄文の時代には人々が集まり、住みやすい土地として栄え、チャグチャグ馬コに代表される伝統的風俗習慣も、祖先たちが営々として今日に守り伝えてきました。

こうした自然的文化的な条件に加え、県都盛岡市に隣接しているという地理的条件もあり、近年人口がふえつづけ、ついに人口日本一の村になりました。

それにともない、村内の環境も大きく変わってきました。ごみ問題や生活雑排水による河川の汚濁、車の排ガスや騒音、美しい景観の減少といった目に見える問題が発生し、さらに、環境ホルモンやダイオキシン類などの各種の有害化学物質といった私たちの目には見えない新たな問題も生まれ、きれいな水、土、空気が汚染されつつあります。

また、電磁波や低周波といった新しく人体におよぼす影響について国際的に検討されている分野も生じてきており、今に生きる私たちだけでなく後世の人々にも悪い影響を与えることが心配されています。

こうした諸問題は、社会全般に大量生産、大量消費、大量廃棄が常識の経済最優先社会では、ほとんど関心も危機感ももたれてきませんでした。しかし、これらは私たちの健康や快適な生活を脅かし、次の世代に大きな負の遺産として重くのしかかっていくこととなります。

また、地球規模で考えれば、私たち一人ひとりの日常の行動が、将来の人類の生存さえ脅

かしている地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、天然資源の枯渇などの問題にも直接結びついています。

これからの滝沢村のよりよい将来を考えると、住民もこうした現実を直視し、これまでの自然環境を軽視してきた生活を根本的に見直すとともに、生産活動もすべてが環境に積極的に配慮する方向に転換していかなければなりません。

そして、村内が一致協力してこれ以上の汚染を食い止め、汚染された環境を復元していくことが望まれます。なぜなら、私たち人間は、他のすべての生物と共生しながら、大自然の中で生かされてきた存在であるからです。

したがって私たちは、子孫の幸せを願い、健康的で美しい豊かな環境遺産を後世に残すという大きな目標を掲げ、理想的な循環型社会の実現と足元の滝沢村からの地球環境改善を目指していくべきであると考えます。

このような認識のもと、私たち住民は、村内すべての事業者および村と協働して環境問題に対処するために、ここに滝沢村環境基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、滝沢村の良好な環境を保全し創造していくため、住民、住民団体、事業者（以下「住民等」という。）および村が協働して取り組むための基本理念と基本原則を定めるとともに、それぞれの果たすべき役割を明らかにし、あわせて環境施策の基本となる事項や施策の企画立案、実施、評価等に関する手続きを定めることにより、環境に配慮した滝沢村のまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 良好な環境

住民が健康的で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的文化的環境をいう。

(2) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、良好な環境の保全上の支障の原因になっているもの、およびそのおそれのあるものをいう。

(3) 公害

環境への負荷のうち、事業活動その他の人の活動にともなって生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭により、人の健康や生活環境に関する被害が生じることをいう。

(4) 循環型社会

廃棄物の発生抑制や資源の循環的な利用の促進と適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(5) 地球環境の保全

人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体またはその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する

環境の保全であり、人類の福祉に貢献するとともに、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(良好な環境の恵みを享受する権利と将来へ引き継ぐ義務)

第3条 住民は、健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

(基本理念)

第4条 良好な環境の保全と創造は、滝沢村の環境の恵みを享受する住民の権利の実現と、この恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全と創造は、多様な生物が生息できる豊かな自然環境が、広域的な広がりの中で保全されるとともに、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創造は、永い年月をかけて自然環境の立場で保護に努めてきた先人たちの英知の結集である村内にある遺跡、有形無形の歴史的文化遺産に学び、引き続き自然環境と調和させながらこれを保護維持することに努められなければならない。

4 良好な環境の保全と創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を築き上げられることを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

6 村の各種施策は、環境優先の基本理念のもとに、これを十分に尊重して行われなければならない。

(基本原則)

第5条 良好な環境の保全と創造は、環境に関する情報を住民等および村が共有することを基本に進められなければならない(情報共有の原則)。

2 良好な環境の保全と創造は、住民等および村が協働して、公平な役割分担のもとに主体的かつ積極的に取り組まれなければならない(協働の原則)。

3 村は、村が行う環境施策の企画立案、実施、評価において、住民等に対し、わかりやすく説明するよう努めなければならない(説明責任の原則)。

4 村は、環境の保全に関し、深刻な損害のおそれがある場合には、その原因を予測し、予防の措置を検討するよう努めなければならない(予防の原則)。

5 村は、村が行う環境施策の企画立案、実施、評価において、住民等の参加の機会を確保するよう努めなければならない(住民参加の原則)。

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念と基本原則にしたがい、住みよい生活環境を築いて行くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活にともなう資源、エネルギーなどの使用や廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 住民は、基本理念と基本原則にしたがい、村が推進する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

（住民団体の責務）

第7条 住民団体は、基本理念と基本原則にしたがい、良好な環境の保全と創造に関する活動が円滑に進められるよう、住民が参加できる体制の整備、情報の提供、活動機会の充実などを図るよう努めなければならない。

2 住民団体は、基本理念と基本原則にしたがい、村が推進するこれらの施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念と基本原則にしたがい、事業活動を行うにあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な対策を実行しなければならない。

2 事業者は、基本理念と基本原則にしたがい、その事業活動によって生み出される製品が使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念と基本原則にしたがい、事業活動を行うにあたっては、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料などを利用するよう努めなければならない。

4 事業者は、基本理念と基本原則にしたがい、村が推進する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

（村の責務）

第9条 村は、基本理念と基本原則にしたがい、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施し、評価しなければならない。

2 村は、基本理念と基本原則にしたがい、良好な環境の保全と創造のために必要な調査研究を実施しなければならない。

3 村は、基本理念と基本原則にしたがい、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制するとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務などを率先して利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、村は、基本理念と基本原則にしたがい、住民等が行う良好な環境の保全と創造に関する事業または活動に協力協働しなければならない。

（滞在者等の責務）

第10条 通勤、通学または旅行などで本村に滞在する者であっても、第6条に定める住民の責務に準じて良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

第2章 基本施策

（施策の基本方針）

第11条 村は、基本理念の実現を図るため、村の地域特性に即した次に掲げる施策の基本方針にもとづいて、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制を基本とし、排出された廃棄物の処理は、再使用、材料としての再生利用の順に優先し、なおかつ残された廃棄物の処理にあたっては、環境に負荷を与えない方法で適正に処分すること。

(2) 廃棄物の不法投棄および野外焼却の防止

(3) 地域の実情に応じた公共下水道施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備によ

る生活雑排水の除去と河川の水質保全

- (4) 自動車排ガス公害を防止することによる清浄な大気の保全
- (5) ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質対策の推進
- (6) 身近な自然環境の保全と自然と人間がふれあう場としての活用の推進
- (7) 野生生物および高山植物をはじめとする貴重な動植物の保護
- (8) 森林の持つ水源かん養機能の維持による水源の確保と安全な水道水の安定的供給
- (9) 環境への負荷の低減と安全な食糧の生産を図るため、肥料や農薬の適正な使用により、環境と調和した農業が促進されるよう必要な対策の推進
- (10) 農畜産業から生じる廃棄物の適正処理と循環的利用に必要な対策の推進
- (11) 岩手山などへの眺望と景観の確保
- (12) 村の歴史的、文化的遺産の保護
- (13) 電磁波や低周波による影響などの調査研究
- (14) 医療用放射性廃棄物処理施設についての情報公開と監視
- (15) 温室効果ガスの排出削減、フロン回収などを進めることによる地域からの地球環境保全対策の推進
- (16) 良好な環境の保全と創造を基本にしたまちづくりの推進
- (17) 自然エネルギー、バイオマス、燃料電池などの次世代エネルギーへの転換に向けた調査研究
- (18) 前各号に定めるもののほか、良好な環境の保全と創造に関すること。

第3章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第12条 村長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 村の望ましい環境像とこれを実現するための環境要素ごとの目標
- (2) 前号に規定する望ましい環境像や環境目標を実現するために村が取り組むべき環境施策
- (3) 住民等が日常生活や事業活動のなかで留意すべき環境配慮事項
- (4) 村の各地区ごとの環境配慮指針
- (5) 環境施策や環境配慮事項などを計画的に推進するために必要な事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する重要な事項

3 村長は、環境基本計画の策定および見直しをする場合は、あらかじめ住民等に必要な情報を提供し、住民等の参加の機会を確保するよう努めるとともに、滝沢村環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 村長は、環境基本計画の策定および見直しをする場合は、あらかじめ予定する住民等の参加の手法を公表するものとする。

5 村長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第13条 村は、各種の施策を策定するにあたっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告書)

第14条 村長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、良好な環境の保全と創造に関する施策や事業の実施状況などを把握し、その達成状況を評価した上で、それらの事項を取りまとめた年次報告書を作成し、環境審議会に報告し、これを公表しなければならない。

2 住民等は、年次報告書について村長に意見書を提出することができる。

3 村長は、年次報告書に対し住民等から意見書が提出されたときは、必要に応じて環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 村長は、年次報告書に対する環境審議会の意見および前項の意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な対策をとるよう努めなければならない。

第4章 推進施策

(規制等の措置)

第15条 村は、公害の原因となる行為その他良好な環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要な規制を行うよう努めるものとする。

(経済的措置等)

第16条 村は、住民等が率先して環境への負荷を低減させることを促進するため必要があるときは、経済的な支援その他の施策をとるよう努めるものとする。

2 村は、環境への負荷を低減させるため、特に必要があるときは、住民または事業者に適正な経済的負担を求めることができる。

(良好な環境の保全に関する施設の整備等)

第17条 村は、良好な環境の保全と創造に関する次に掲げる施設の整備を推進するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設その他良好な環境の保全上の支障を防止するための施設の整備

(2) 多様な野生生物の生息環境の保全、適正な水環境の形成その他の良好な環境の保全と創造のための施設の整備

(3) 公園、緑地等の整備その他自然環境の適正な整備や健全な利用のための施設

2 村は、前項各号の施設を整備するにあたっては、あらかじめ周辺住民の意見を聴くなど、必要な施策を実施するよう努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第18条 村は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）のうち、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業について、開発事業等を行おうとする者（以下「開発事業者等」という。）においてその事業に係る環境への影響を事前に調査、予測、評価を行い、その結果にもとづきその事業が環境に配慮されたものとなるよう、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 環境に著しい影響をおよぼすおそれのある事業を行う者は、環境基本計画で定める良好な環境の保全と創造に関する配慮の指針に適合させるよう努めなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第19条 村は、開発事業者等が策定する計画について、自らその計画が環境に適正に配慮されたものとなるよう、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(環境教育および環境学習の推進)

第20条 村は、良好な環境の保全と創造に関する教育と学習の充実を図り、住民等の環境問題に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、良好な環境の保全と創造につながる活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(住民等の自主的、自発的な活動への支援)

第21条 村は、住民等が自主的、自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全と創造に関する活動が促進されるよう必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(住民意見の受付)

第22条 住民等は、村の良好な環境の保全と創造に関する施策に関し意見がある場合は、所定の手続にしたがい、村長に対し意見を申し出ることができる。

2 村長は、意見の申し出があった場合、その内容を検討し、その結果についてその理由を明らかにして意見提出者に通知するものとする。

3 村長は、意見の申し出があった場合、その内容を検討するにあたり、必要に応じて環境審議会の意見を聴くことができる。

(児童および生徒の施策への参加)

第23条 村は、良好な環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施する場合において、必要と認めるときは、児童および生徒の意見を聴くよう努めなければならない。

(環境監査等の推進)

第24条 村は、環境への負荷の低減を図るため、村自らがその活動に係わる環境に与える影響の評価、管理および監査に関する活動を行わなければならない。

2 住民等は、前項の規定に準じ、日常生活または事業活動(以下「事業活動等」という。)について自ら点検、評価を行い、その結果を踏まえて、以後の事業活動等に反映させるよう努めなければならない。

(事業者との協定の締結)

第25条 村は、良好な環境の保全と創造に関し、必要に応じて事業者と環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(公害に関する被害者救済)

第26条 村は、公害による住民の健康被害が発生した場合には、これを救済し、紛争等への適切な対応を図るために必要な施策を行うよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第27条 村は、良好な環境の保全と創造に関する施策を実施するため、環境の現況把握に必要な監視、測定、検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境月間)

第28条 住民等の間に広く良好な環境の保全と創造についての関心と理解を深めるととも

に、積極的に活動する意欲を高めるため、毎年6月を環境月間とする。

2 村は、環境月間にふさわしい取組みを実施するよう努めるものとする。

(国および他の地方公共団体との協力)

第29条 村は、良好な環境の保全と創造に関し、広域的な取組みを必要とする施策について、国および他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第30条 村は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5章 推進および調整体制

(庁内推進組織)

第31条 村は、良好な環境の保全と創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的な推進を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(環境審議会)

第32条 良好な環境の保全と創造に関する基本的事項を審議するため、環境審議会を置く。

2 環境審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定や見直しに関する事項
- (2) 第14条第3項に定める年次報告書に対する住民等からの意見に関すること。
- (3) 第22条第3項に定める意見書の検討に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 環境審議会は、良好な環境の保全と創造に関する基本的事項や重要事項について、村長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、次の各号に掲げる者の中から、村長の委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 住民(公募)
- (2) 識見を有する者
- (3) 村内の事業者代表
- (4) 村内各種団体の代表
- (5) たきざわ環境パートナー会議(以下「環境パートナー会議」という。)の代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認めた者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 環境審議会は、原則として公開で行うものとする。

8 その他、環境審議会の組織や運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

(環境パートナー会議)

第33条 滝沢村の良好な環境の保全と創造のために、住民等および村が協働して取り組む組織として、環境パートナー会議を設置する。

2 環境パートナー会議は、公募による者および村長が必要と認めた者で構成する。

3 村長は、環境パートナー会議に対し、情報の提供その他必要な支援を行わなければならない。

4 環境パートナー会議の組織、運営その他必要な事項については、村長が別に定める。

第6章 条例の検討と見直し

(条例の検討と見直し)

第34条 この条例の施行後、5年を超えない範囲内において条例内容を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第7章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

資料2 滝沢村・第2次環境基本計画策定の経緯

1

環境審議会

滝沢村環境審議会委員名簿

氏名	区分
齊藤 裕夫	住民公募
藤倉 恭一	住民公募
豊島 正幸	岩手県立大学教授
山村 堯樹	盛岡大学教授
下長 美保子	新岩手農業協同組合滝沢中央支所次長
大谷地 政光	滝沢村商工会事務局長
瀬川 幸男	滝沢村自治会連合会会長
上野 カナエ	滝沢村地域婦人団体連絡協議会会長
鈴木 千里	たきざわ環境パートナー会議

滝沢村環境審議会の開催状況

開催日	主な内容
平成25年2月27日	・第2次環境基本計画の答申について

2

たきざわ環境パートナー会議

たきざわ環境パートナー会議名簿

役職	氏名	進行管理 委員会	運 営 委員会	広報編集 委員会
代 表 運営委員長	高橋 盛佳	○	○	
副代表	鈴木 千里		○	○
副代表	下田 吉光		○	
副代表	齊藤 政宏	○	○	
進行管理委員長	齊藤 せい子	○	○	
広報編集委員長	小地沢 麻樹	○	○	○
	苅宿 雄一			
	小原 喜代美			
	豊島 正幸	○		
	藤倉 恭一			○
	佐藤 澄子		○	

たきざわ環境パートナー会議の開催状況

ここでは、第2次環境基本計画の見直しに係るたきざわ環境パートナー会議進行管理委員会の開催状況について整理しています。

開催日	主な内容
平成24年6月7日	・第2次環境基本計画の方向性について
平成24年7月13日	・第2次環境基本計画の重点施策について
平成24年7月26日	・第2次環境基本計画の重点施策及び進行管理指標について

開催日	主な内容
平成24年6月21日	・第2次環境基本計画の方向性について ・第2次環境基本計画の構成について
平成24年8月27日	・第2次環境基本計画の構成について ・第2次環境基本計画素案作成に向けた役割分担について
平成24年9月20日	・第2次環境基本計画の構成について ・第2次環境基本計画の重点施策について
平成24年10月5日	・第2次環境基本計画の構成について ・第2次環境基本計画の重点施策について
平成24年10月11日	・第2次環境基本計画の構成について ・第2次環境基本計画の重点施策について
平成24年12月6日	・第2次環境基本計画の素案について
平成25年1月8日	・第2次環境基本計画の素案について

資料 3 滝沢村の環境の現状

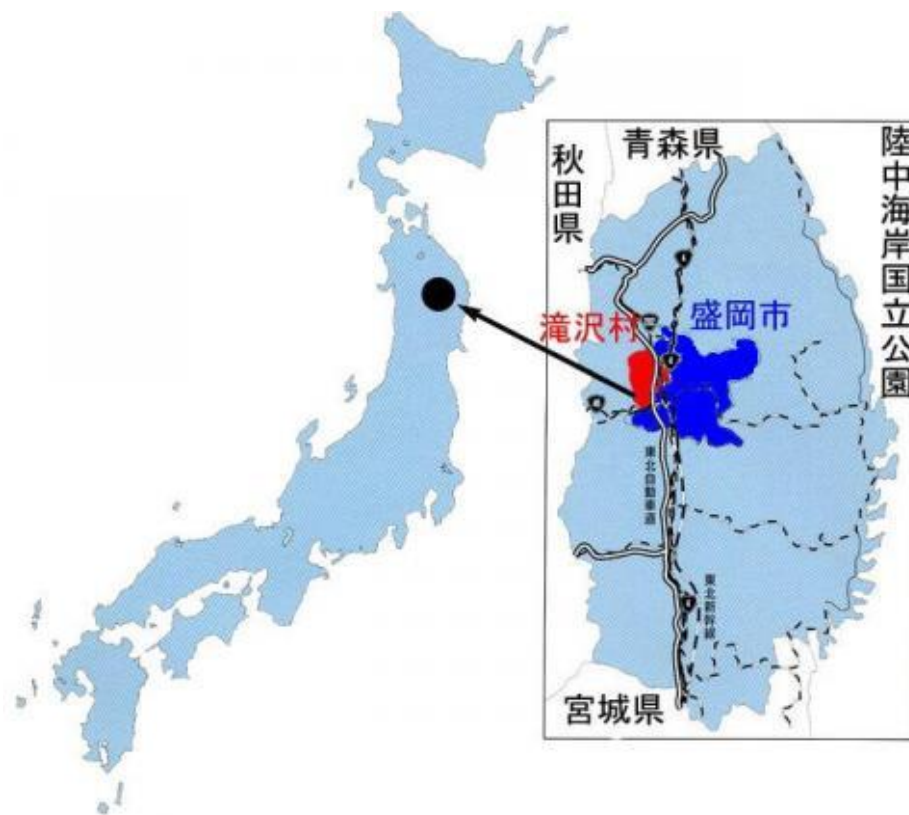
1 滝沢村の概要

位置・地形

滝沢村は、岩手県の北西部に、また、県庁のある盛岡市の北西部に位置しています。東西約 14km、南北約 20km の長形をなし、総面積は 182.32 km²となっています。南東側に盛岡市と、北側に八幡平市と、西側に雫石町と隣接しています。

北西には、秀峰岩手山（2,038m）をはじめとする奥羽山脈の山々が連なっており、これと並行して北上山地が広がっています。そして、この間を雫石川、北上川が南北に流れ、その流域に平野が広がっています。

【滝沢村の位置】

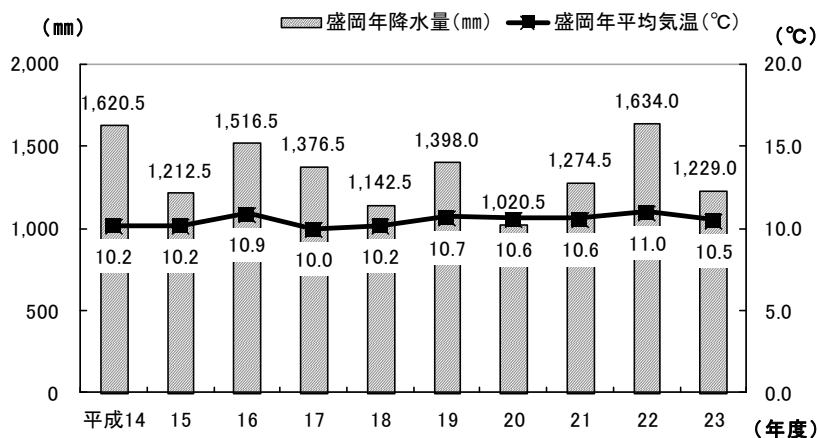


出典：滝沢村 HP

気 候

滝沢村は、海岸から離れた内陸に位置しており、気候は、主に夏冬の寒暖の差が大きい内陸性気候であり、北西部は降雪量が多い地域となっています。

【平均気温と降水量の推移】



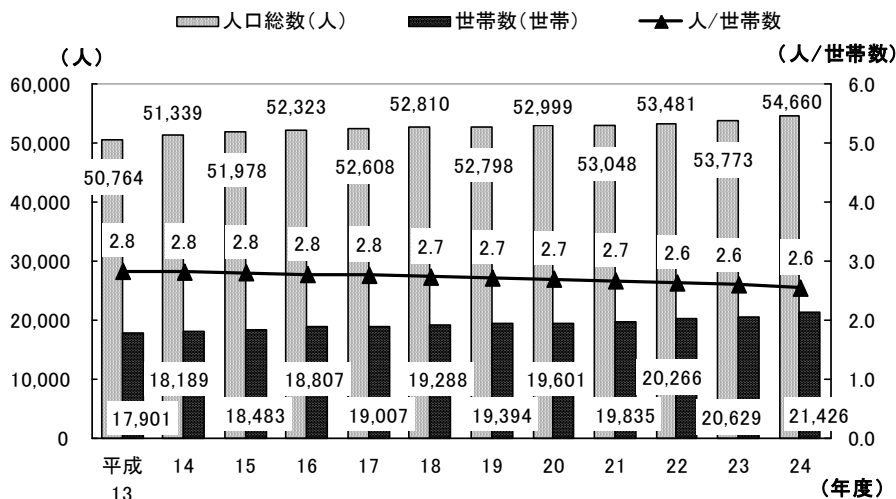
※滝沢村には観測点がないため、盛岡地方気象台の記録を参照しています。
出典：気象庁

人 口

滝沢村は、平成12年には人口50,000人に達し、人口が日本一多い村となっています。

平成24年の人口は、54,660人（平成24年度10月末現在）となっており、平成13年度以降は微増傾向にあります。また、世帯数も平成13年度以降、増加傾向にあり、平成24年度は21,426世帯と、平成13年度から約20%増加しています。

【人口及び世帯数の推移】



出典：滝沢村

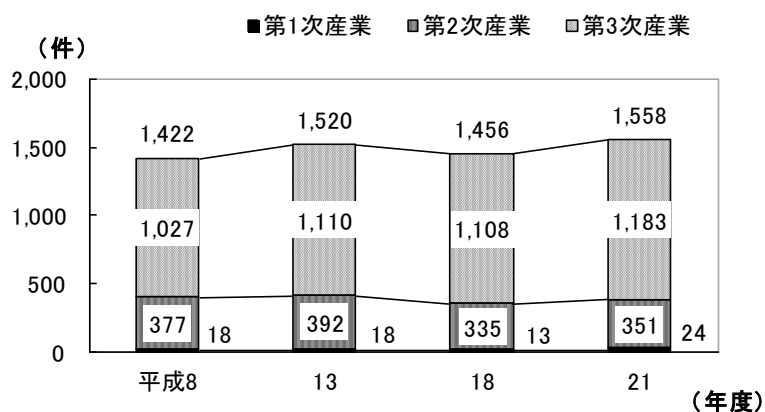
産業

滝沢村の産業は、事業所数、従業者数ともに微増傾向にあり、平成 21 年度の実業所数が 1,558 件、従業者数が 17,096 人となっています。

産業種別にみると、事業所数、従業者数ともに第 3 次産業が最も多くなっており、全体の 7 割以上を占めています。

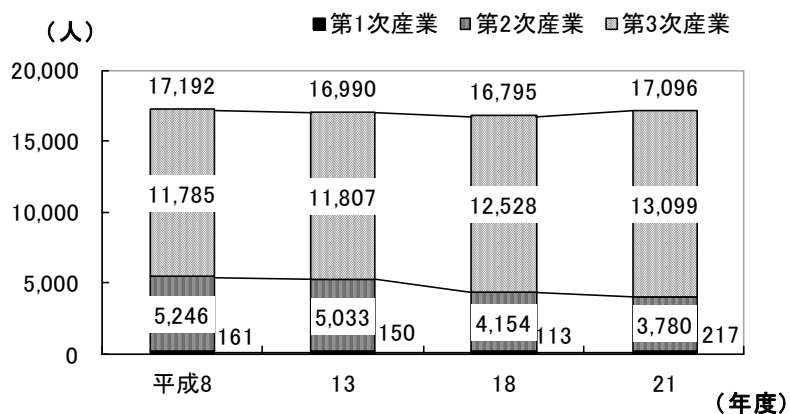
※平成 21 年度は全体的に増加していますが、調査方法の変化が影響していると考えられます。

【産業別事業所数の推移】



出典：事業所・企業統計調査、経済センサス（総務省）

【産業別従業者数の推移】

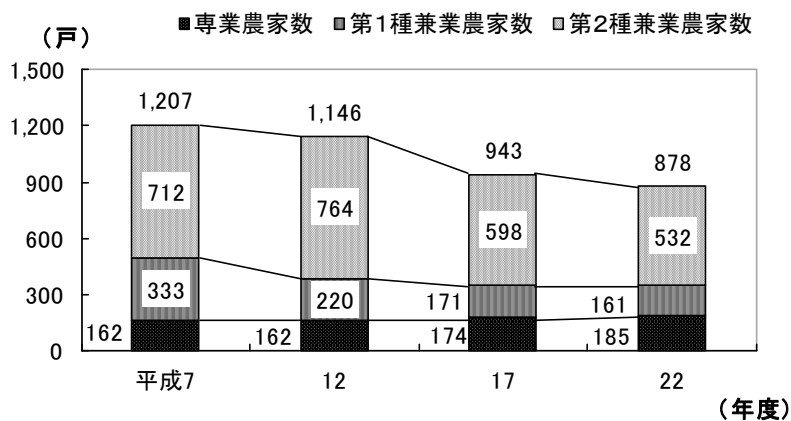


出典：事業所・企業統計調査、経済センサス（総務省）

農 業

滝沢村の農業は、稲、野菜、酪農等を主体とした都市近郊農業を中心に発展してきました。滝沢村の農家数は、近年減少傾向にあり、平成22年度の農家数は878戸と、平成7年度から約27%減少しています。

【農家数の推移】



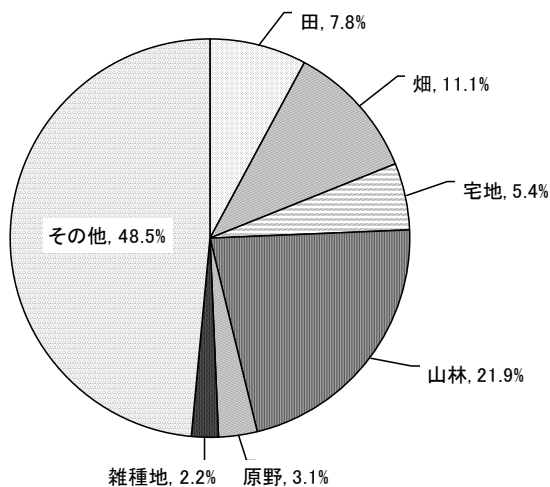
出典：村勢統計書（平成23年度版）

土 地 利 用

滝沢村の平成23年度の主な地目別面積は、山林が21.9%と最も多く、次いで畑が11.1%、田が7.8%、宅地は5.4%となっています。約半数を占めるその他は、国有林や自衛隊の敷地などとなっています。

南部・東部は、水田、樹園地、宅地が広がっており、北部・西部は、森林地、畑地を中心とした土地利用形態となっています。

【土地利用の割合】



出典：村勢統計書（平成23年度版）

2

自然環境

動物

県が実施した調査によると、滝沢村では、鳥類が 106 種、チョウ目が 102 種、トンボ目が 49 種確認されています。

上記調査で確認された動物のうち、環境省^{注1}レッドリスト（RL）で指定されている鳥類は 10 種、チョウ目は 17 種、トンボ目は 2 種となっており、いわて^{注2}レッドデータブック（RDB）で指定されている鳥類が 26 種、チョウ目が 24 種、トンボ目が 7 種となっています。

【滝沢村で確認された注目種（鳥類）】

科名	種名	国 RL	岩手県 RDB
ガンカモ	オシドリ	DD	D
	カワアイサ		情報不足
タカ	ミサゴ	NT	B
	ハチクマ	NT	C
	オジロワシ	EN	A
	イヌワシ	EN	A
	オオタカ	VU	B
	ノスリ		D
	チゴハヤブサ		D
キジ	ヤマドリ		D
クイナ	オオバン		情報不足
ホトトギス	ジュウイチ		D
フクロウ	フクロウ		D
ヨタカ	ヨタカ	VU	D
カワセミ	ヤマセミ		D
	カワセミ		D
	アカショウビン		C
サンショウクイ	サンショウクイ	VU	C
モズ	チゴモズ	CR	B
イワヒバリ	カヤクグリ		D
ヒタキ	ノビタキ		D
	コサメヒタキ		D
	サンコウチョウ		D
ホオジロ	ノジコ	NT	D
	クロジ		D
アトリ	イスカ		D

出典：滝沢村野生生物分布調査報告書（平成 18 年 3 月）

注 1、2 絶滅するおそれのある野生生物の種の一覧

【滝沢村で確認された注目種（チョウ目）】

科名	種名	国 RL	岩手県 RDB	
アゲハチョウ	ヒメギフチョウ	NT	C	
シロチョウ	ヒメシロチョウ	VU	D	
	ヤマキチョウ	VU	A	
シジミチョウ	チョウセンアカシジミ	VU	B	
	キタアカシジミ	VU	A	
	ウラミスジシジミ		D	
	フジミドリシジミ		D	
	クロミドリシジミ		C	
	ハヤシミドリシジミ		C	
	ウラジロミドリシジミ		B	
	ミヤマカラスシジミ		D	
	クロシジミ	CR+EN	B	
	オオルリシジミ	CR+EN	A	
	ゴマシジミ	VU	A	
	タテハチョウ	ヒョウモンチョウ	NT	B
		ウラギンスジヒョウモン	NT	
オオウラギンヒョウモン		CR+EN	A	
エルタテハ			D	
ゴマダラチョウ			D	
オオムラサキ		NT	C	
ジャノメチョウ	キマダラモドキ	NT		
セセリチョウ	チャマダラセセリ	CR+EN	B	
	ギンイチモンジセセリ	NT		
	ホシチャバネセセリ	CR+EN	B	
	ミヤマチャバネセセリ		D	
	オオチャバネセセリ		D	
	スジグロチャバネセセリ	NT		
	ヘリグロチャバネセセリ		D	

出典：滝沢村野生生物分布調査報告書（平成18年3月）

【滝沢村で確認された注目種（トンボ目）】

科名	種名	国 RL	岩手県 RDB
ムカシトンボ	ムカシトンボ		C
イトトンボ	モートンイトトンボ	NT	
	ルリイトトンボ		D
	カラカネイトトンボ	NT	C
	オゼイトトンボ		D
サナエトンボ	ムカシヤンマ		C
ヤンマ	サラヤンマ		C
トンボ	ハッチョウトンボ		D

出典：滝沢村野生生物分布調査報告書（平成18年3月）

植物

県が実施した調査によると、滝沢村では、131科985種もの植物が確認されています。また、木本類は、従来種及び村外からの導入種も含めて、約420種確認されています。

上記調査で確認された植物のうち、環境省レッドリスト（RL）で指定されている種は48種、いわてレッドデータブックに指定されている種は76種となっています。

【滝沢村で確認された注目種（植物）】

科名	種名（和名）	環境省RL	岩手県RDB
オモダカ	アギナシ	NT	C
シバナ	ホソバナシバナ（ミサキソウ）	VU	A
ミスアオイ	ミスアオイ	NT	B
アヤメ	アヤメ		B
	カキツバタ	NT	B
イグサ	ホソコウガイゼキショウ		C
サトイモ	ヒメザゼンソウ		C
ウキクサ	ヒンジモ	VU	A
ミクリ	ヒメミクリ	VU	B
	ミクリ	NT	D
カヤツリグサ	アオガヤツリ		C
	イトナルコスゲ	VU	A
	エゾサウスゲ	NT	B
	カミカウスゲ		B
	コアゼガヤツリ		C
	シロミノハリイ	EN	A
	ヌマクロボスゲ（シラカウスゲ）	VU	
	ホロムイクグ	VU	B
ラン	エビネ	NT	B
	オオヤマサギソウ		C
	カキラン		C
	ギボウシラン	EN	A
	ギンラン		C
	サカネラン	VU	A
	サルメンエビネ	VU	A
	サワラン（アサヒラン）		B
	トキソウ	NT	B
	トンボソウ		C
	ミスチドリ（ジャコウチミドリ）		C
	ミズトンボ	VU	B
	ムカゴソウ	NT	F
	ムヨウラン		A
クワ	クワクサ		B
タデ	ノダイオウ	NT	B
スベリヒユ	ヌマハコベ	VU	A
ナデシコ	カワラナデシコ		C
キンポウゲ	エゾノリュウキンカ		C
	エンコウソウ		F
	オキナグサ	VU	A

出典：滝沢村野生生物分布調査報告書（平成18年3月）

【滝沢村で確認された注目種（植物）】

科名	種名（和名）	環境省 RL	岩手県 RDB
スイレン	コウホネ		C
ウマノスズクサ	ミチノクササイシン	VU	B
ポタン	ベニバナヤマシャクヤク	VU	A
	ヤマシャクヤク	NT	B
バラ	イワテヤマナシ（ミチノクナシ）	CR	
	ナガボノシロワレモコウ		B
	ミヤマザクラ		C
マメ	イヌハギ	NT	B
トウダイグサ	ノウルシ	NT	B
セリ	ヌマゼリ（サワゼリ）	VU	A
イチヤクソウ	シャクジョウソウ		C
ツツジ	アズマシャクナゲ		B
サクラソウ	サクラソウ	NT	B
リンドウ	イヌセンブリ	VU	B
	ムラサキセンブリ	NT	B
ガガイモ	シロバナカモメヅル		C
	スズサイコ	NT	B
	タチガシワ		C
	フナバラソウ	VU	A
ムラサキ	ムラサキ	EN	A
	ルリソウ		C
クマツツラ	コムラサキ		野生絶滅
シソ	カイジンドウ	VU	A
	キセウタ	VU	B
	ミゾコウシュ	NT	
	ムシャリンドウ	VU	A
ナス	イカホオツキ		C
ハマウツボ	ハマウツボ（オカウツボ）	VU	B
タヌキモ	タヌキモ	NT	B
	ヒメタヌキモ	NT	A
	ホザキノミミカキグサ		B
	ムラサキミミカキグサ	NT	B
オミナエシ	オミナエシ		C
キキョウ	シデシャジン	VU	B
	バアソブ	NT	A
キク	オオニガナ	VU	B
	オナモミ	VU	
	コオニタビラコ（タビラコ）		C
	タカサゴソウ	VU	B
	ノニガニ		C
	モリアザミ		C

出典：滝沢村野生生物分布調査報告書（平成18年3月）

3

生活環境

大 気

村内の巣子地区において県が実施している常時監視測定結果をみると、滝沢村の大気質は、平成21年度以降、全ての項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、オキシダント、浮遊粒子状物質）で環境基準を達成しています。

【大気質汚染調査結果の推移】

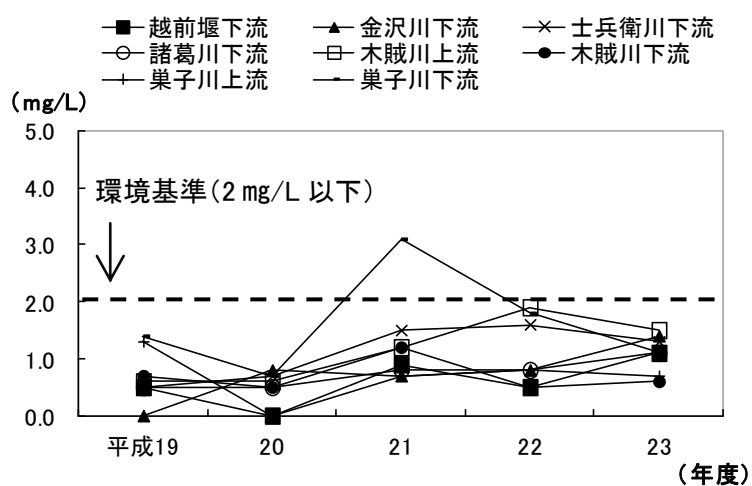
	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	窒素酸化物 (ppm)	オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
平成21年度	0.0006 ○	0.0014 ○	0.0068 ○	0.0085 ○	0.00 ○	15.0000 ○
平成22年度	0.0008 ○	0.0018 ○	0.0069 ○	0.0089 ○	0.00 ○	16.5833 ○
平成23年度	0.0008 ○	0.0016 ○	0.0064 ○	0.0079 ○	0.00 ○	15.7500 ○
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	—	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

出典：そよかぜ（大気常時監視）より算定

水質

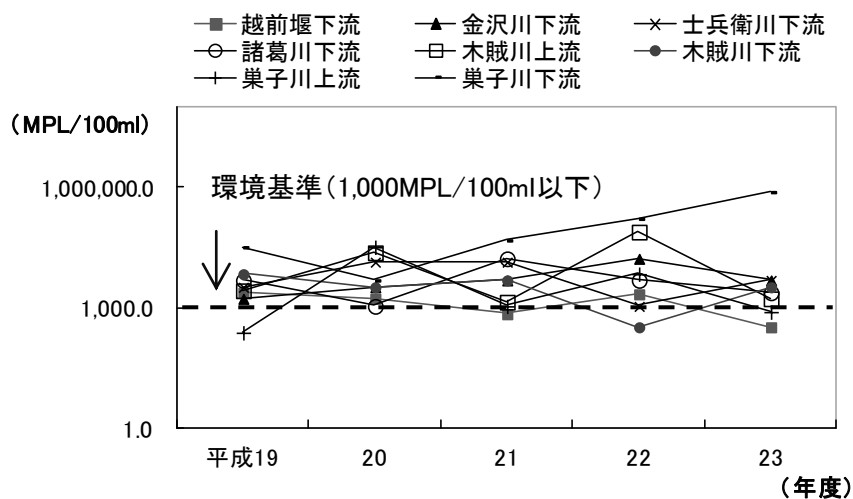
滝沢村の水質は、村内の6つの河川8地点において、平成19年度以降、pH（水素イオン濃度）、SS（浮遊物質）、BOD（生物化学的酸素要求量）については、環境基準を達成しています。しかし、大腸菌群数は、平成19年度以降、ほぼ全ての調査地点において環境基準を超過しており、平成23年度は2箇所を除いて、環境基準が未達成となっています。

【BOD（生物化学的酸素要求量）の推移】



出典：滝沢村環境年次報告書

【大腸菌群数の推移】



出典：滝沢村環境年次報告書

騒音

① 一般道路騒音

滝沢村の一般道路騒音は、平成 23 年度において、国道 4 号を除き環境基準を達成しています。

国道 4 号はここ数年悪化傾向を示しており、平成 22 年度及び平成 23 年度昼間において環境基準を超過しています。今後は、改善に向けて何らかの対策を検討する必要があると考えられます。

【一般道路騒音調査結果の推移】

単位：dB

所在地 (道路名)	時間帯	環境 基準	要請 限度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
篠木字黒畑地区 (国道 46 号)	昼	70	75	73 Δ	73 Δ	71 Δ	73 Δ	72 Δ
	夜	65	70	65 ○	65 Δ	63 ○	65 Δ	64 ○
篠木字桶の口地区 (県道)	昼	70	75	66 ○	67 ○	67 ○	67 ○	65 ○
	夜	65	70	60 ○	60 ○	60 ○	60 ○	58 ○
鵜飼字諸葛川地区 (県道)	昼	70	75	70 ○	67 ○	67 ○	68 ○	68 ○
	夜	65	70	65 ○	61 ○	60 ○	61 ○	60 ○
滝沢字楽子地区 (国道 4 号)	昼	70	75	71 Δ	73 Δ	73 Δ	76 ×	74 Δ
	夜	65	70	69 Δ	69 Δ	69 Δ	73 ×	69 Δ
滝沢字野沢地区 (県道)	昼	70	75	67 ○	66 ○	67 ○	66 ○	66 ○
	夜	65	70	60 ○	57 ○	59 ○	59 ○	58 ○
滝沢字葉の木沢山 地区 (村道)	昼	60	70	64 Δ	64 Δ	64 Δ	65 Δ	64 Δ
	夜	55	65	59 Δ	58 Δ	58 Δ	60 Δ	58 Δ
滝沢字穴口地区 (村道)	昼	65	75	68 Δ	68 Δ	64 ○	67 Δ	67 Δ
	夜	60	70	61 Δ	61 Δ	57 ○	60 ○	59 ○
滝沢字一本木地区 (国道 282 号)	昼	70	75	72 Δ	72 Δ	73 Δ	69 ○	73 Δ
	夜	65	70	69 Δ	68 Δ	68 Δ	64 ○	66 Δ

[凡例]

- ：環境基準値を超過していない。
- Δ：環境基準値を超過しているが、要請限度を超過していない。
- ×：環境基準・要請限度とも超過している。

出典：滝沢村環境年次報告書

② 高速道路騒音

滝沢村の高速道路騒音は、平成23年度において、全ての地点で環境基準を達成しています。

平成19年度から平成21年度は、滝沢字巣子や滝沢字湯舟沢において環境基準を超過する傾向を示していましたが、高速道路に遮音壁を設置したことにより、平成22年度以降、改善傾向にあります。

【高速道路騒音調査結果の推移】

単位：dB

所在地 (高速道路近傍 の民家)	時間 帯	環境基準	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			値	○	値	○	値	○	値	○	値	○
滝沢字中村	昼	70	65	○	64	○	64	○	64	○	65	○
	夜	65	61	○	60	○	60	○	61	○	62	○
滝沢字湯舟沢	昼	70	64	○	62	○	64	○	62	○	64	○
	夜	65	61	○	60	○	60	○	61	○	62	○
滝沢字巣子	昼	70	72	×	70	○	72	×	59	○	64	○
	夜	65	69	×	68	×	69	×	58	○	61	○
滝沢字後	昼	70	62	○	60	○	61	○	60	○	62	○
	夜	65	59	○	57	○	58	○	59	○	61	○
滝沢字湯舟沢	昼	70	-	-	67	○	69	○	59	○	-	-
	夜	65	-	-	66	×	67	×	58	○	-	-
滝沢字巣子	昼	70	-	-	-	-	-	-	63	○	63	○
	夜	65	-	-	-	-	-	-	59	○	59	○

[凡例]

○：環境基準値を超過していない。

×：環境基準を超過している。

出典：滝沢村環境年次報告書

③ 新幹線騒音

滝沢村の新幹線騒音は、平成20年度の葉の木沢山、平成23年度の大崎を除き、環境基準を達成しています。しかし、これらの調査結果は、基準値とほぼ同値であり、今後の鉄道の走行状況（速度・編成種別等）によっては、環境基準の達成状況が変化する可能性があり、調査による監視を継続する必要があります。

【新幹線騒音調査結果の推移】

単位：dB

所在地	新幹線鉄道騒音 環境基準	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		値	○	値	○	値	○	値	○	値	○
滝沢字 葉の木沢山	70以下	70	○	71	×	70	○	70	○	68	○
滝沢字大崎	75以下	74	○	73	○	71	○	75	○	76	×
滝沢字中村 (第1種住居地域)	70以下	-	-	-	-	70	○	70	○	-	-
滝沢字湯舟沢 (無指定地域)	75以下	-	-	-	-	71	○	75	○	-	-

[凡例]

○：環境基準値を超過していない。

×：環境基準を超過している。

出典：滝沢村環境年次報告書

土 壌 汚 染

滝沢村では、焼却施設の周辺、柳沢小中学校を含む約 2km 以内（10 地点）において土壌のダイオキシン類濃度調査を行っています。

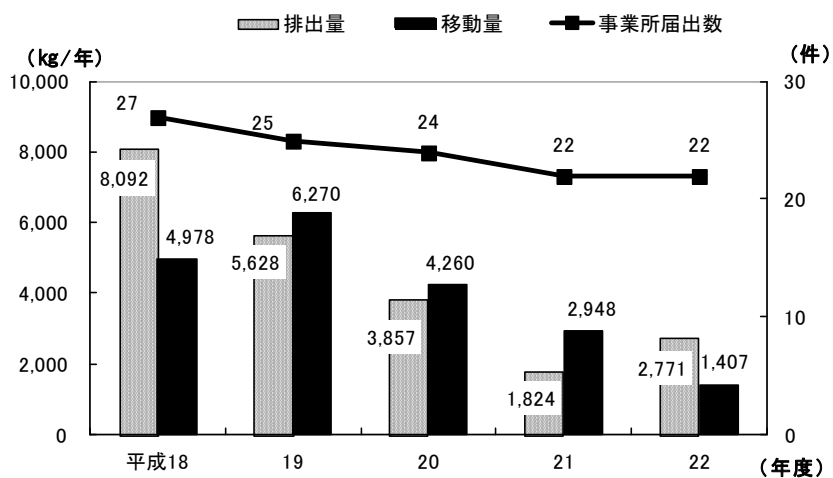
平成 19 年度から平成 23 年度にかけて、全ての調査地点において環境基準を達成しています。

化 学 有 害 物 質 等

PRTR 法に基づく有害性化学物質の排出量・移動量は、平成 22 年度の排出量が 2,771 kg、移動量が 1,407 kg となっており、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて減少傾向にあります。

また、平成 22 年度の事業所届出数は 22 件となっており、平成 18 年度から減少傾向にあります。

【PRTR 法に基づく有害性化学物質の排出量・移動量の届出状況】



※各年 4 月から 6 月 30 日までに届けられた数値

出典：滝沢村環境年次報告書

廃棄物

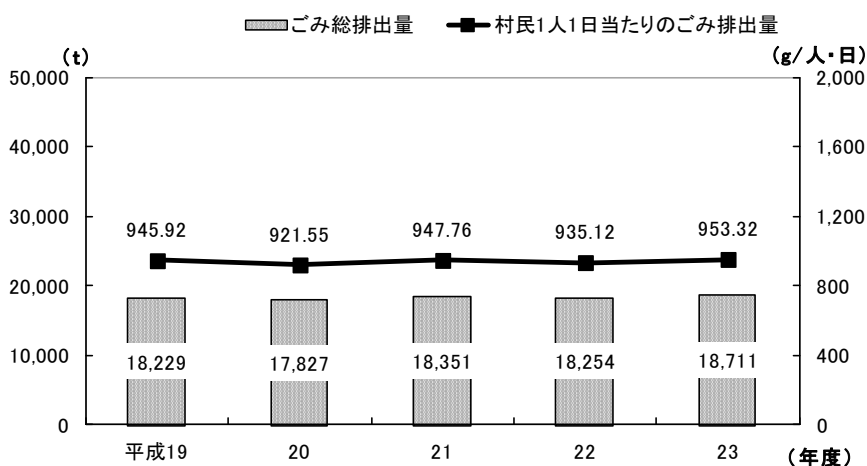
①ごみ総排出量と資源化量

ごみ総排出量については、平成23年度は18,711tとなっており、平成19年度から横ばいで推移しています。

村民1人1日当たりのごみ排出量については、平成23年度は953.3g/人となっており、平成19年度から横ばいで推移しています。

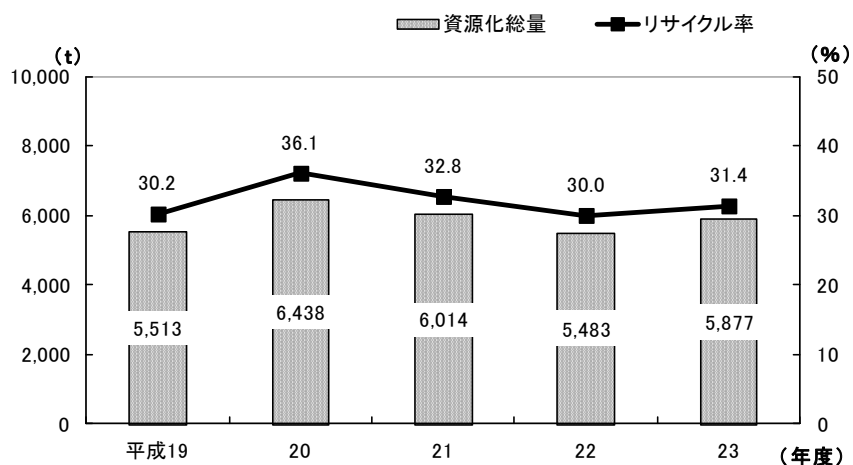
総資源化量については、平成23年度は5,877tとなっており、平成19年度以降、微増と微減を繰り返しています。リサイクル率については、平成23年度は31.4%となっており、平成20年度の36.1%をピークに徐々に減少しています。

【ごみ総排出量と村民1人1日当たりのごみの排出量の推移】



出典：滝沢村環境年次報告書

【総資源化量とリサイクル率の推移】

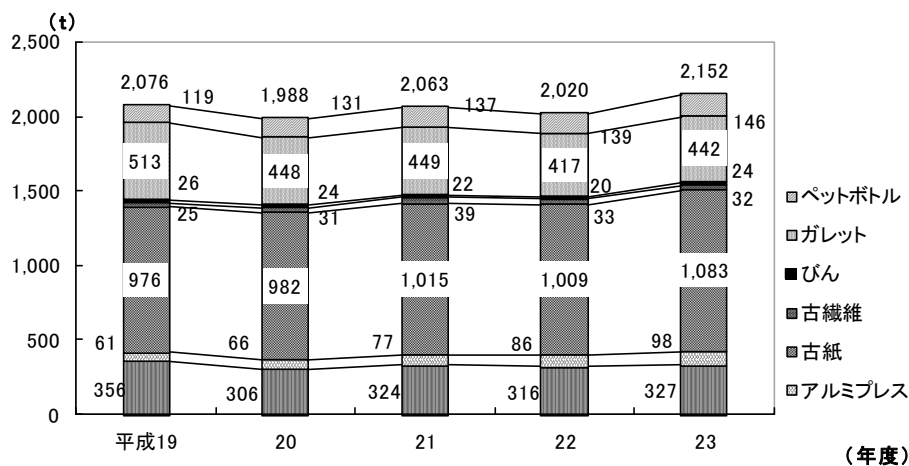


出典：滝沢村環境年次報告書

②直接資源化量（清掃センターに搬入されたごみから回収された資源物）

直接資源化量は、平成 23 年度は 2,152 t となっており、平成 19 年度から平成 23 年度にかけて増加傾向にあります。

【直接資源化量の推移】

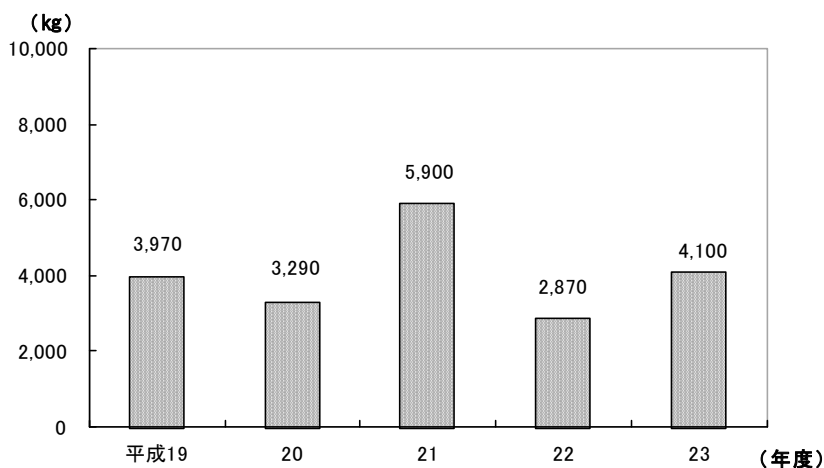


出典：滝沢村環境年次報告書

③不法投棄

不法投棄物重量は、平成 19 年度から増減を繰り返しており、平成 23 年度は 4,100 kg となっています。

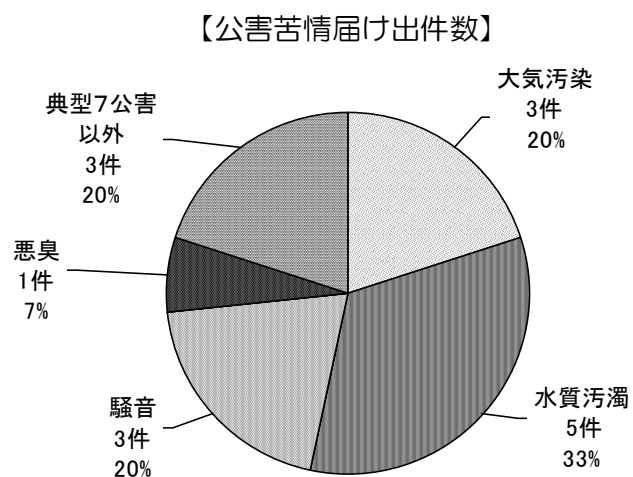
【不法投棄物重量の推移】



出典：滝沢村環境年次報告書

公害苦情

県の調査によると、滝沢村における平成22年度の公害苦情届け出件数は、水質汚濁が5件（33%）と最も多く、次いで大気汚染が3件（20%）、騒音が3件（20%）となっています。



出典：岩手県統計書（平成22年度）

※典型7公害—水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤沈下のこと

4 快適環境

景 観

滝沢村は、身近に広がる田園風景や雄大な岩手山の麓の眺望など、優れた景観を有しています。こうした景観を保全していくために、県が制定した「岩手の景観の保全と創造に関する条例」に基づき、本村においても「滝沢村景観形成基本方針」を作成し、田園風景や自然景観を次世代に引き継いでいくための取り組みを推進しています。

また、村内の柳沢地区においては、「岩手県山麓柳沢地域景観形成住民協定」が締結されており、本協定により、建築物、看板・工作物等の新築や増改築を行う場合には、協定の内容をふまえ、景観に配慮した色彩や大きさとする必要があります。こうした取り組みにより、柳沢地区特有の田園風景や牧場等の自然環境の保全に努めています。



公 園 ・ 緑 地

平成24年4月現在、滝沢村には187箇所の公園があり、その面積の合計は32.7haになります。内訳は、都市公園が151箇所、その他の公園が36箇所です。

なかでも、滝沢総合公園は村内で最も大きな都市公園で、ロックガーデンやハーブ園、バラ園、日本庭園などを合わせた、公園全体の面積は19.2haとなっています。

公園緑化の取り組みについては、滝沢総合公園ではボランティアサークルの協力によりハーブ園の植栽管理を行なっているほか、各地域の公園においても地元自治会が中心となり、年間を通じた植栽管理・緑化推進を行なっています。

今後も、継続的に住民参加による公園緑化に取り組んで参ります。

文化財・史跡

滝沢村には、国の指定文化財が3件、県の指定文化財が3件、村の指定文化財が13件指定されています。

特に、無形民俗文化財に指定されている「チャグチャグ馬コ」は全国的に有名で、その鈴の音は、平成18年に環境省の「残したい“日本の昔風景100選”」にも選ばれています。

また、県の無形民俗文化財に指定されている「篠木神楽」は、坂上田村麻呂を祀る田村神社の奉納神楽であり、県内でもめずらしく、原形をそのまま伝えている文化的価値の高い神楽といわれています。

【滝沢村の文化財】

指定区分	分類	名称
国	無形民俗文化財	チャグチャグ馬コ（所在：滝沢村・盛岡市）
	天然記念物	岩手山高山植物帯（所在：岩手山国有林）
	名勝	「イーハトーブの風景地」鞍掛山（所在：滝沢村村有林）
県	無形民俗文化財	篠木神楽（所在：篠木地区）
	史跡	雫石街道日向一里塚（所在：大釜字中道）
	有形文化財	大釜館遺跡 7号溝出土土器 19点（所在：滝沢字湯舟沢）
村	無形民俗文化財	川前神楽（所在：川前地区）
		滝沢駒踊り（所在：川前地区）
		大沢田植踊り（所在：大沢地区）
	史跡	餓死供養塔（所在：鶴飼字狐洞）
		追分けの碑（所在：滝沢字巣子）
		鹿角街道菊塚一里塚（所在：滝沢字巣子地内）
		湯舟沢環状列石（所在：滝沢字湯舟沢）
		八幡館山遺跡（所在：大釜字白山）
	天然記念物	春子谷地湿原植物群落（所在：滝沢字岩手山）
		田村神社のスギ・カツラ（所在：滝沢字上篠木）
		角掛神社の五龍のフジ（所在：滝沢字湯舟沢）
		山神神社のスギ・クリ・ベニイタヤ（所在：鶴飼字姥屋敷）
		チョウセンアカシジミ（所在：滝沢字巣子）

出典：滝沢村HP

5

地球温暖化

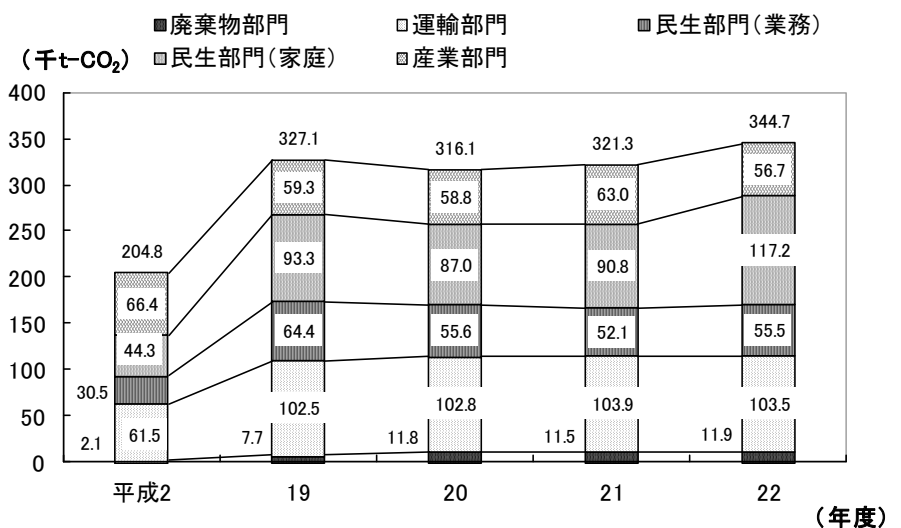
CO₂ 排出量

①CO₂ 排出量

滝沢村の平成 22 年度の CO₂ 排出量は、344,700t-CO₂ となっており、平成 2 年度と比較して 68.3%と大幅に増加しています。

近年（平成 19 年度以降）は、横ばいで推移してきましたが、平成 22 年度は、前年度比においても増加傾向を示しており、7.3%増加しています。

【CO₂ 総排出量の推移】



出典：環境省

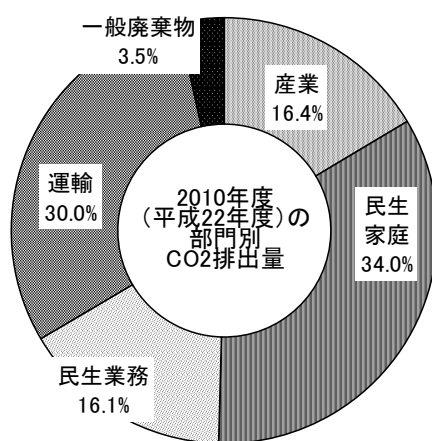
②部門別 CO₂ 排出量

【部門別 CO₂ 排出量の構成比】

滝沢村の平成 22 年度の CO₂ 排出量を部門別にみると、民生家庭部門が 34.0%と最も多く、次いで運輸が 30.0%となっており、この 2 つの部門で全体の 6 割以上を占めています。

その他の部門は、産業部門が 16.4%、民生業務部門が 16.1%、一般廃棄物が 3.5%となっています。

【部門別 CO₂ 排出量の割合（平成 22 年度）】



出典：環境省

【部門別 CO₂ 排出量の推移】

部門別 CO₂ 排出量の経年変化をみると、民生部門（家庭）、運輸部門は増加傾向を示しており、平成 22 年度の排出量は、民生部門（家庭）が平成 2 年度比 164.6%、運輸部門が同様に 68.3%増加しています。一般廃棄物の平成 22 年度の排出量は、平成 2 年度比で 5.7%増加しています。

一方、産業部門は減少傾向にあり、平成 22 年度の排出量は、平成 2 年度比で 14.6%減少しています。

【部門別 CO₂ 排出量の推移】

単位：千 t-CO₂

部門	平成 2 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
産業部門	農業・水産業	8.2	6.2	7.2	8.5	8.6
	建設業	8.0	6.7	7.5	6.3	7.6
	製造業	50.2	46.3	44.1	48.2	40.4
	計	66.4	59.3	58.8	63.0	56.7
民生部門	民生部門（家庭）	44.3	93.3	87.0	90.8	117.2
	民生部門（業務）	30.5	64.4	55.6	52.1	55.5
計	74.8	157.7	142.6	142.9	172.7	
運輸部門	自動車	59.3	99.0	99.5	100.7	100.3
	鉄道	2.2	3.4	3.3	3.2	3.2
計	61.5	102.5	102.8	103.9	103.5	
廃棄物部門	2.1	7.7	11.8	11.5	11.9	
合計	204.8	327.1	316.1	321.3	344.7	

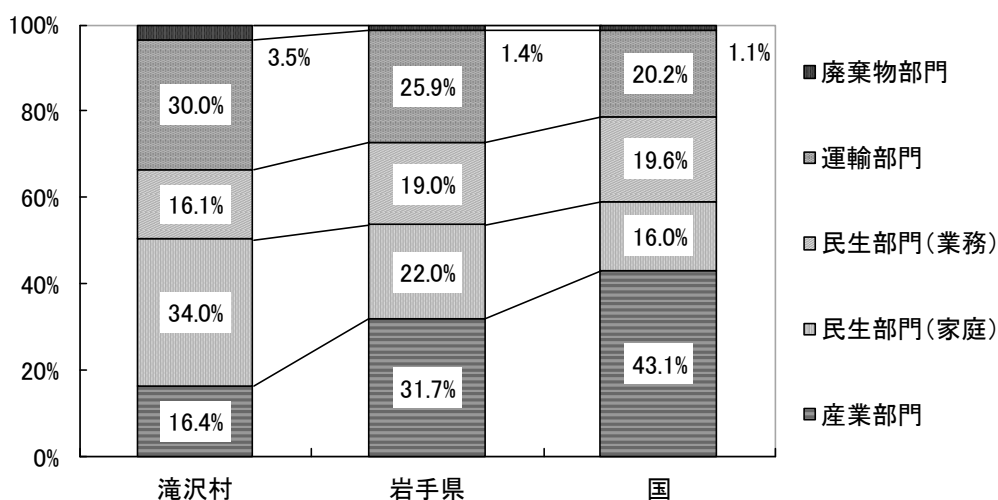
出典：環境省

③滝沢村・県・国の部門別 CO₂ 排出量の比較

平成 22 年度における滝沢村・県・国の部門別 CO₂ 排出量の割合を比較すると、産業部門が全体に占める割合は、滝沢村が最も小さく、16.4%となっているのに対し、県は 31.7%、国は 43.1%となっています。

また、民生部門（家庭）が全体に占める割合は、滝沢村が最も大きく、34.0%となっているのに対し、県は 22.0%、国は 16.0%となっています。

【滝沢村・県・国の部門別室効果ガス排出量（平成 22 年度）】



出典：環境省

6

住民・事業者の意識

滝沢村・第2次環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む）策定にあたり、住民・事業者を対象とし、特に地球温暖化に関する意識や日常の取り組み等について把握し、基礎資料とすることを目的として、意識調査を実施しました。

【調査対象者及び回収状況】

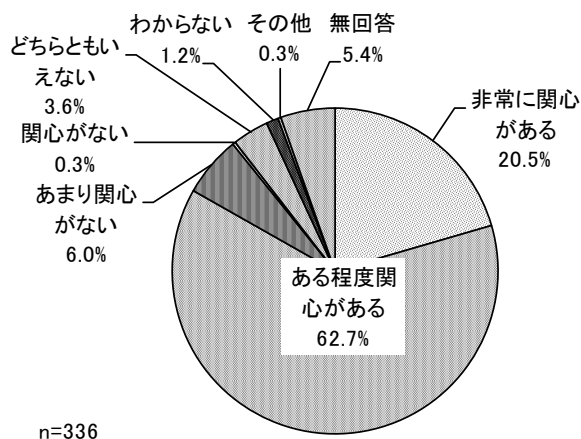
調査対象	住民	事業者
抽出方法	住民基本台帳	商工会名簿等
	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収 (無記名)	郵送による配布・回収 (無記名)
調査数	1,000	200
回収数	336	100
回収率	33.6%	50%
	36.33%	
有効回答数	336	100
有効回答率	33.6%	50%
	36.33%	

住民意識調査の結果(抜粋)

◆地球温暖化問題に対する関心度

地球温暖化問題に対する関心度については、「非常に関心がある」が20.5%、「ある程度関心がある」が62.7%で、関心があるという回答が8割以上を占めており、住民の地球温暖化問題への関心の高さがうかがえます。

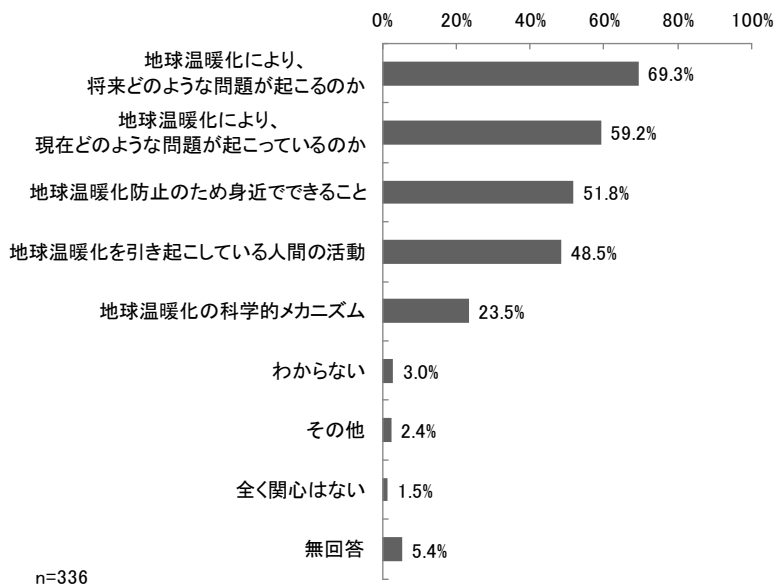
【地球温暖化問題に対する関心度】



◆関心のある地球温暖化問題の内容

関心のある地球温暖化問題の内容については、「地球温暖化により、将来どのような問題が起こるのか」が69.3%で最も多く、次いで、「地球温暖化により、現在どのような問題が起こっているのか」が59.2%、「地球温暖化防止のため身近でできること」が51.8%となっています。

【関心のある地球温暖化問題の内容】



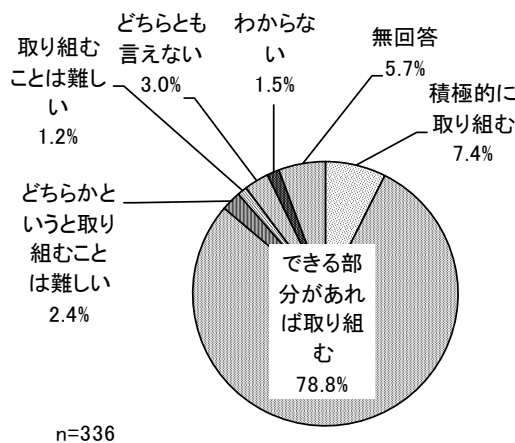
◆日常生活での地球温暖化対策への取り組み

日常生活での地球温暖化対策への取り組みについては、「積極的に取り組む」が7.4%、「できる部分があれば取り組む」が78.8%と、取り組むという回答が85%以上を占めており、多くの住民がすでに何らかの取り組みを実践していると考えられます。

一方、「どちらかというに取り組むことは難しい」、「取り組むことは難しい」は合わせても10%以下と、少なくなっています。

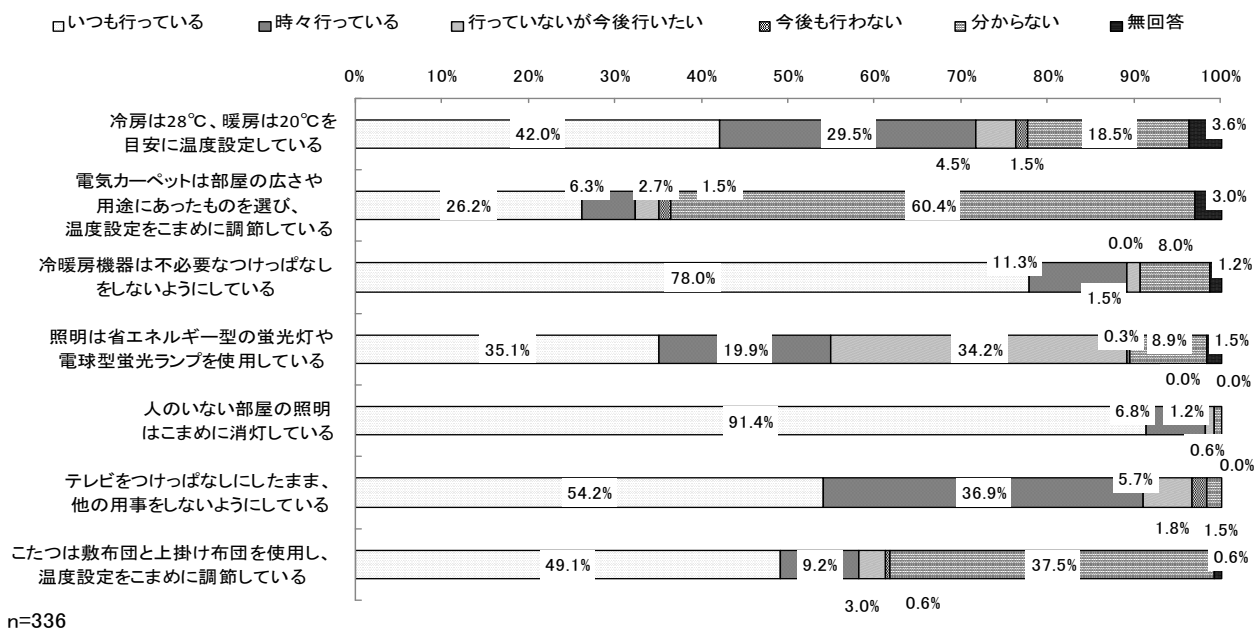
分野別の取り組み状況については、照明や空調の取り組みは、全体的に実施しているという回答が多い一方で、環境会計簿や生ごみのたい肥化については、実施しているという回答が少なくなっています。

【日常生活での地球温暖化対策への取り組み】



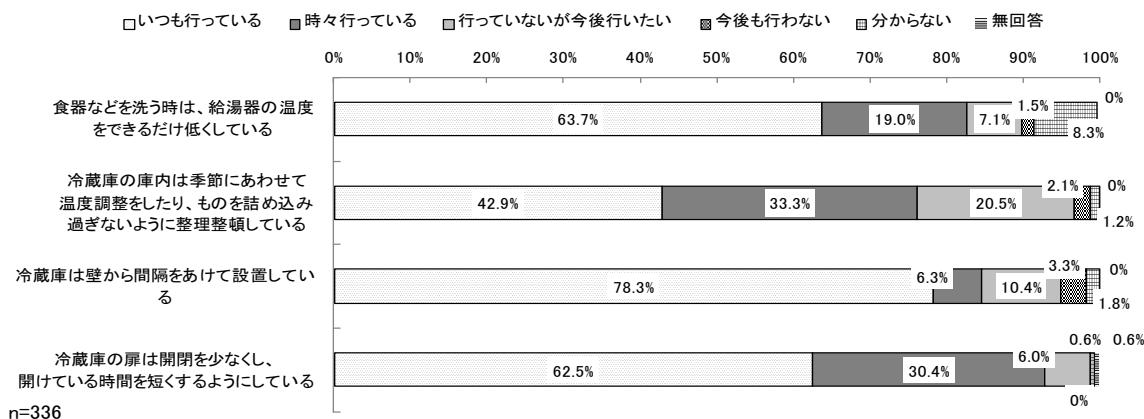
【各分野での取り組み①】

○リビングでの取り組み

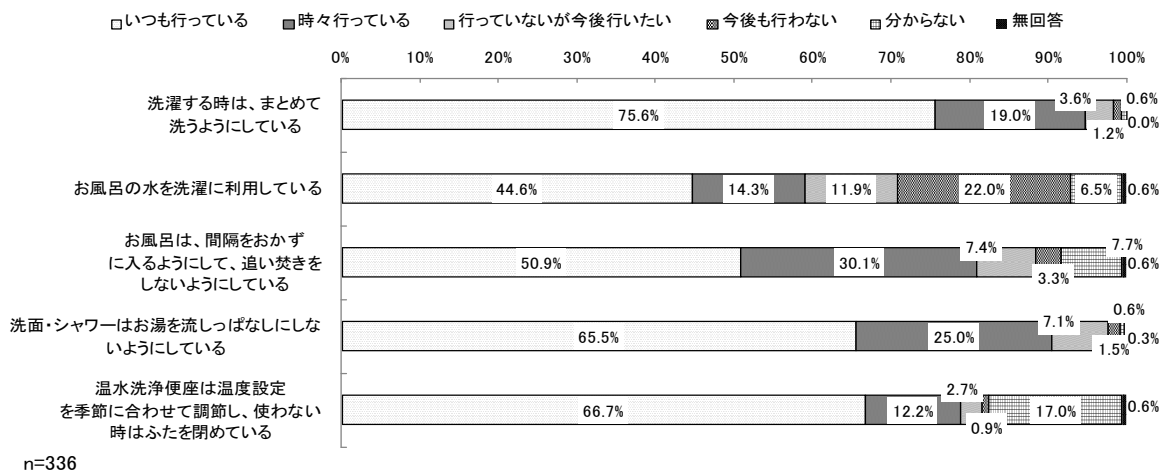


【各分野での取り組み②】

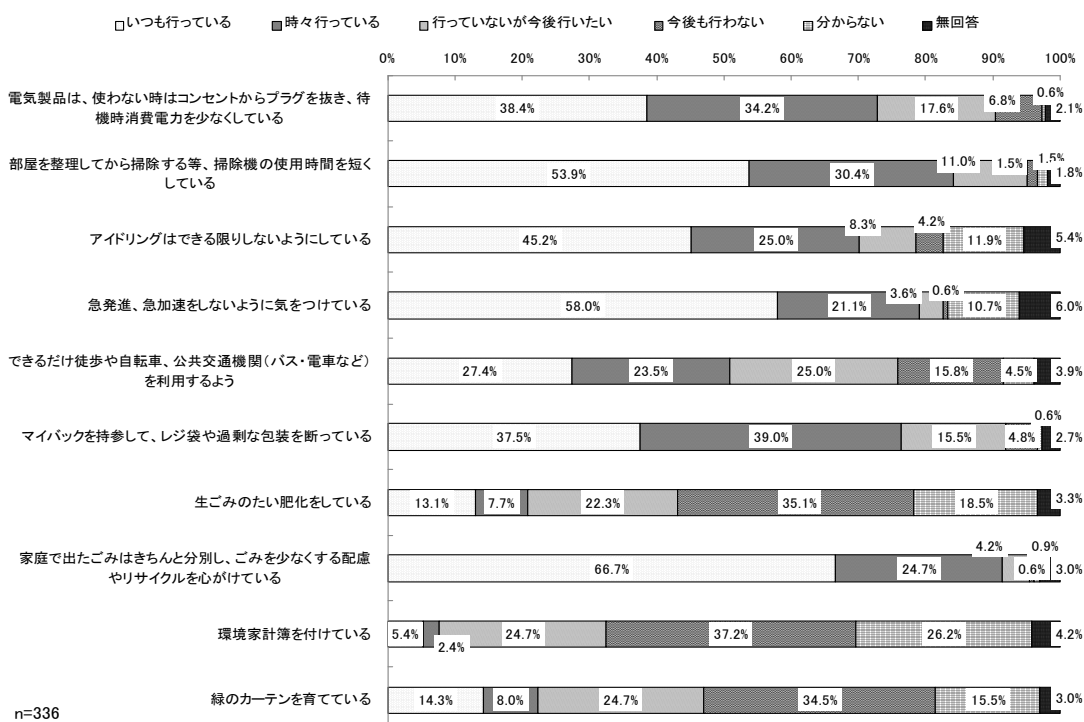
○台所での取り組み



○洗濯・風呂等の取り組み



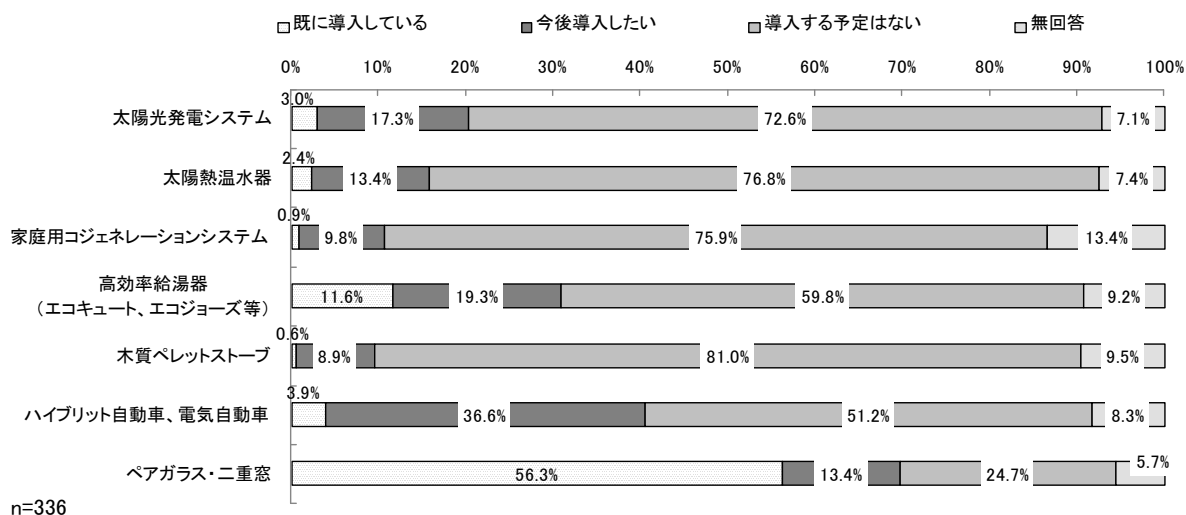
○その他の取り組み



◆省エネルギー型機器等の導入

省エネルギー型機器の導入については、「既に導入している」は全体的に少ない傾向にあります。また、「ペアガラス・二重窓」は56.3%と、他と比べて多くなっています。また、「ハイブリッド自動車・電気自動車」については、「今後導入したい」が36.6%と多く、関心の高さがうかがえます。

【省エネルギー型機器等の導入】

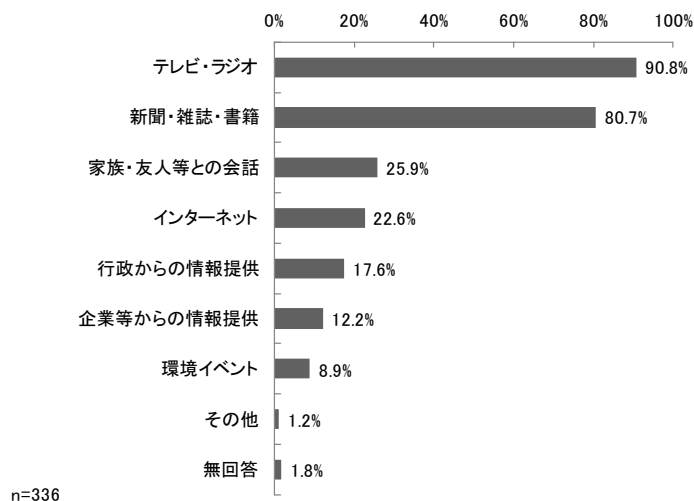


◆地球温暖化に関する情報源

地球温暖化に関する情報源については、「テレビ・ラジオ」が90.8%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・書籍」80.7%と、高くなっています。

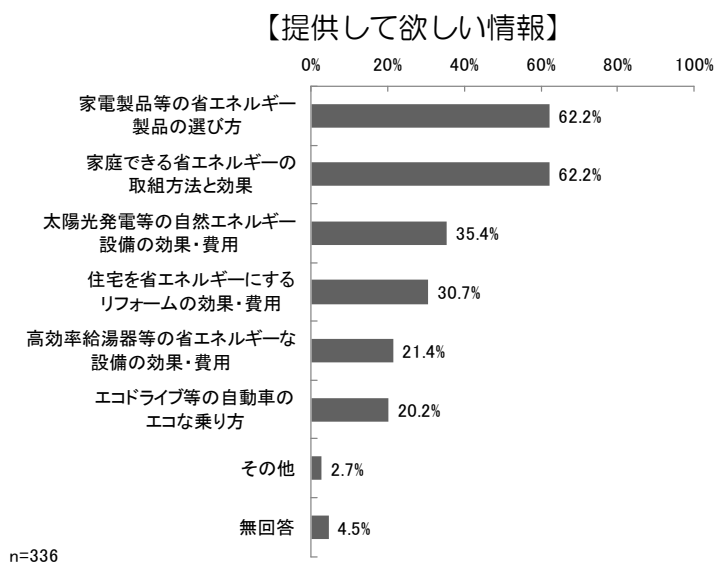
一方、「行政からの情報提供」は17.6%、「企業等からの情報提供」は12.2%、「環境イベント」は8.9%と少なくなっています。

【地球温暖化に関する情報源】



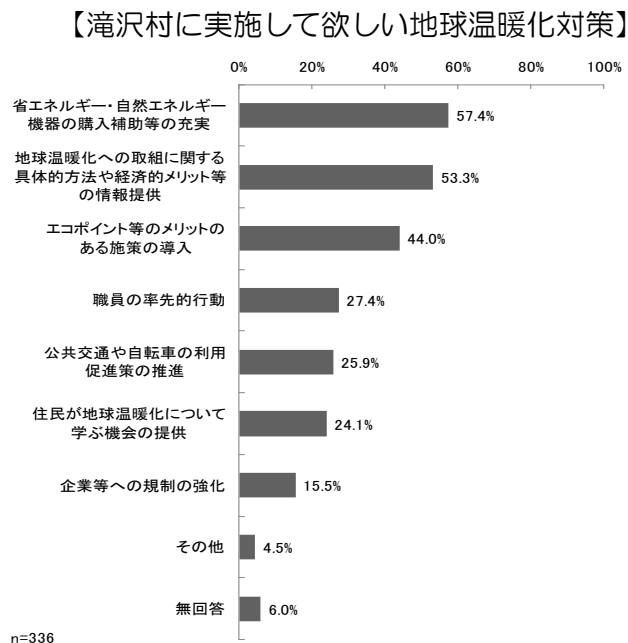
◆提供して欲しい情報

今後、家庭で地球温暖化対策を推進していくために提供して欲しい情報については、「家電製品等の省エネルギー製品の選び方」、「家庭でできる省エネルギーの取組方法と効果」がともに62.2%と、最も多くなっています。次いで「太陽光発電等の自然エネルギー設備の効果・費用」が35.4%、「住宅を省エネルギーにするリフォームの効果・費用」が30.7%となっています。



◆滝沢村に実施して欲しい地球温暖化対策

今後、滝沢村に実施して欲しい地球温暖化対策については、「省エネルギー・自然エネルギー機器の購入補助等の充実」が57.4%と最も多く、次いで「地球温暖化対策への取り組みに関する具体的な方法や経済的メリット等の情報提供」が53.3%、「エコポイント等のメリットのある施策の導入」が44.0%となっています。



事業者意識調査の結果(抜粋)

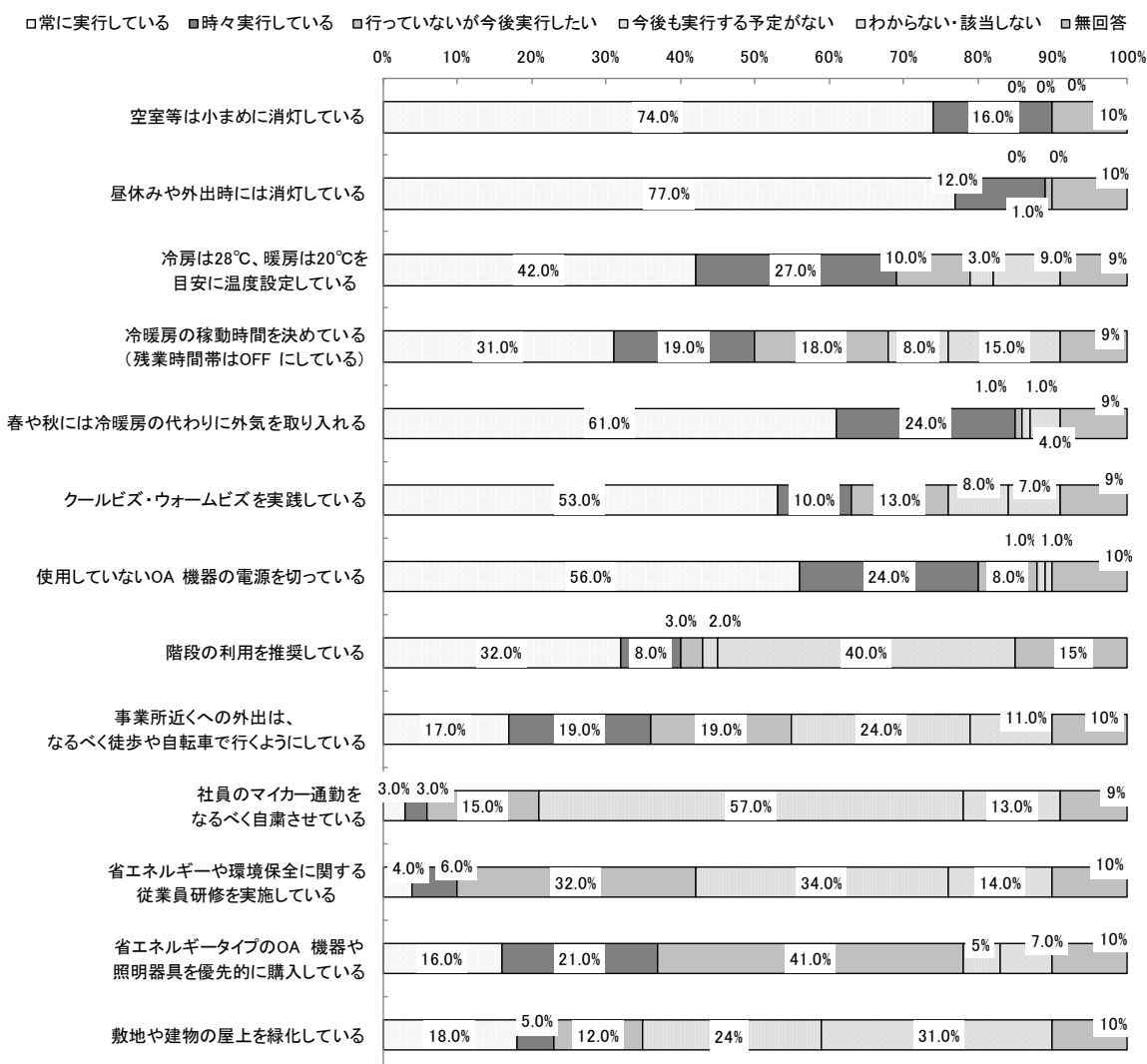
◆地球温暖化に配慮した取り組みについて

省エネルギー行動等の地球温暖化に配慮した取り組みについては、「空室等は小まめに消灯している」の実施率が90.0%と最も高く、次いで、「昼休みや外出時には消灯している」が89.0%、「春や秋には冷暖房の代わりに外気を取り入れる」が85.0%となっています。

一方、「社員のマイカー通勤をなるべく自粛させている」、「省エネルギーや環境保全に関する従業員研修を実施している」の実施率が10%以下と低くなっています。

また、「行っていないが、今後実行したい」について、実施率が低い項目の中でも「省エネルギータイプのOA機器や照明器具を優先的に購入している」(41.0%)、「省エネルギーや環境保全に関する従業員研修を実施している」(32.0%)の実施率が比較的高くなっており、今後の導入が期待されます。

【地球温暖化に配慮した取り組みについて】

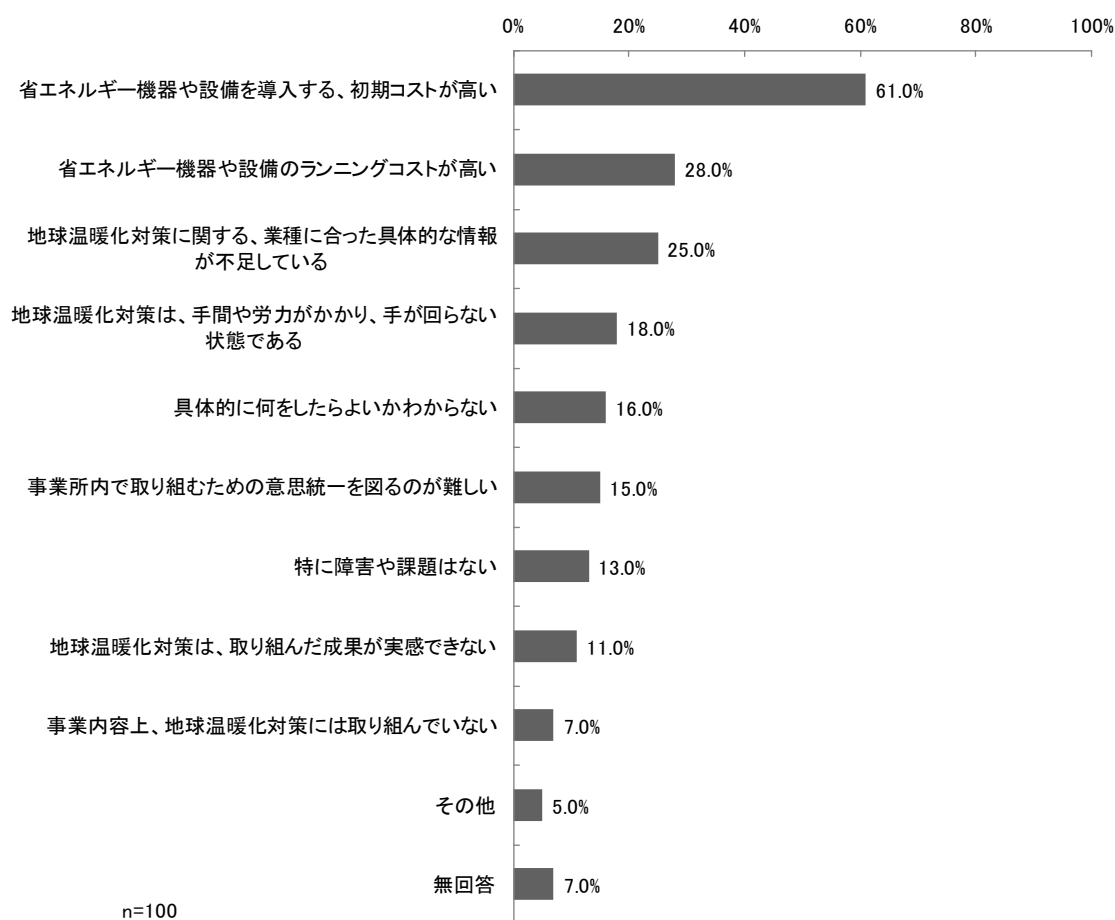


n=100

◆地球温暖化対策の推進上の課題

地球温暖化対策の推進上の課題としては、「省エネルギー機器や設備を導入する、初期コストが高い」が61.0%と最も多く、次いで、「省エネルギー機器や設備のランニングコストが高い」が28.0%、「地球温暖化対策に関する、業種に合った具体的な情報が不足している」が25.0%となっており、費用面が課題となっていると推察されます。

【地球温暖化対策の推進上の課題】

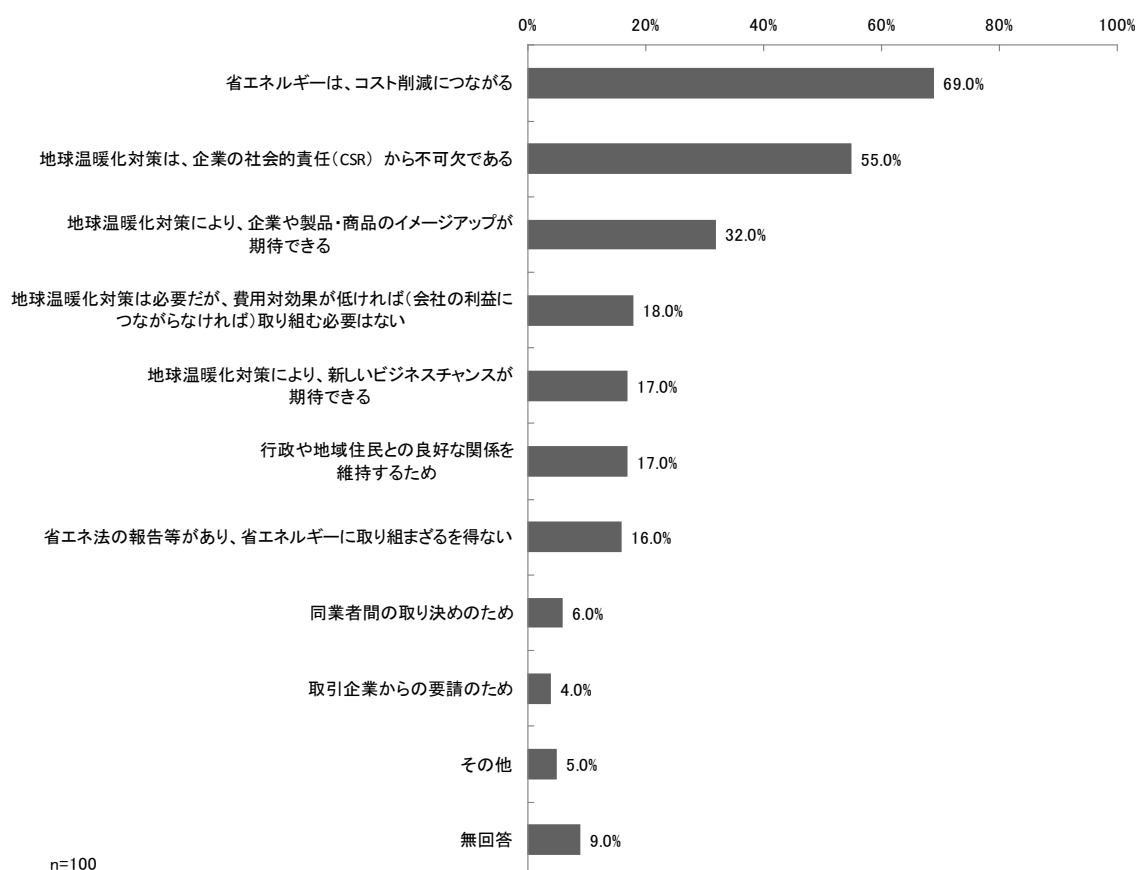


◆地球温暖化対策に取り組む上での考え方について

地球温暖化対策に取り組む上での考え方については、「省エネルギーはコスト削減につながる」が69.0%と最も多く、次いで「地球温暖化対策は、企業の社会的責任（CSR）から不可欠である」が55.0%、「地球温暖化対策により、企業や製品・商品のイメージアップが期待できる」は32.0%となっています。

地球温暖化対策に対して、前向きにとらえている回答が多く、今後の取り組みの活性化が期待されます。

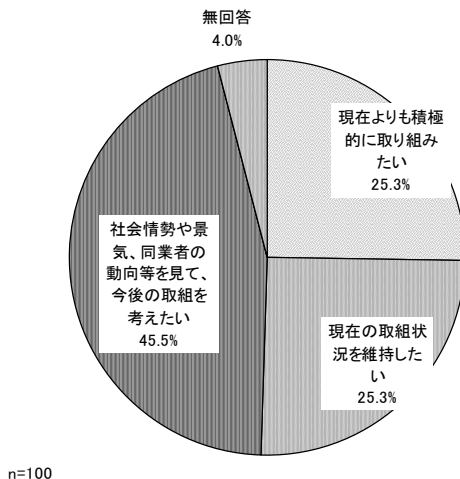
【事業活動における地球温暖化対策について】



◆ 今後の地球温暖化対策への取り組み

今後の地球温暖化対策への取り組みは、「社会情勢や景気、同業者の動向等を見て、今後の取り組みを考えたい」が45.5%と最も多く、次いで「現在よりも積極的に取り組みたい」が25.3%、「現在の取組状況を維持したい」がともに25.3%となっています。

【今後の地球温暖化対策への取り組み】

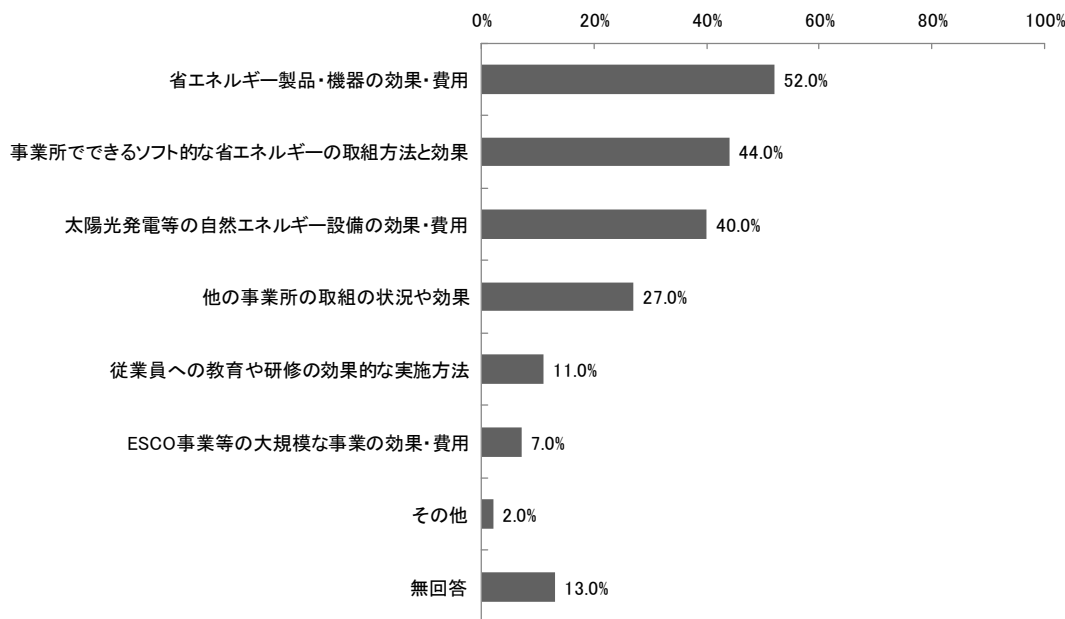


◆ 提供して欲しい情報

村に提供して欲しい情報としては、「省エネルギー製品・機器の効果・費用」が52.0%と最も多く、次いで「事業所のできるソフト的な省エネルギーの取り組み方法と効果」が44.0%、「太陽光発電等の自然エネルギー設備の効果・費用」が40.0%となっており、省エネや再生可能エネルギーへの関心の高まりがうかがえます。

一方、「従業員への教育や研修の効果的な実施方法」が11.0%、「ESCO 事業等の大規模な事業の効果・費用」が7.0%と少なくなっています。

【提供して欲しい情報】



資料4 環境用語集

あ行

ICT技術

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称であり、従来使われてきたITとほぼ同様の意味。ICTは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現である。

エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。運転時に、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うこと。燃料消費を最大10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。（→参照：地球温暖化）

か行

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備・施設。これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。なお、平成13年の浄化槽法改正以降、合併処理浄化槽のことを浄化槽、単独処理浄化槽のことをみなし浄化槽と呼ぶ。

環境基準

環境基本法で、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。英国ではルーラルツーリズム、グリーンツーリズム、フランスではツーリズムベール（緑の旅）と呼ばれている。

公害

環境基本法において、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されている。

さ行

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。））等がある。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務づける制度で、エネルギー源ごとに買取金額が異なる。

電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気は、送電網を通じて電力会社の電気として供給される。

電気事業者が再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金という形で国民が負担している。

里山

たき木や肥料などの採取地となってきた平地や低山の林のこと。地形的に山とは限らないため、里地と呼ばれることもある。広い意味では、身近な雑木林や田んぼといった日本人の原風景、または暮らしと関わりが深い身近な自然のことを指す。宅地などへの転用が進み、急速に減少しつつあり、各地で様々な里山保全運動が取り組まれ始めている。

水源かん養保安林

水源のかん養、土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される保安林。

生物多様性

生きものの「個性」と「つながり」を表す言葉。森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などの生態系の多様性、動植物から細菌などの微生物にいたる様々な種類の生きものが存在する種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性を示している。

創エネ

省エネをさらに進めた考え方で、エネルギーの節約から、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくこと。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル(コプラナPCB)の3種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」とも言われ、催奇形性発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

太陽光発電

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。

多自然型工法

1970年代に欧州で破壊された自然生態系を復元するために考え出された工法。多自然型川づくりやエコロード事業は、この考え方に基づき国土交通省が推進している。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼす恐れがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加であり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。(→参照：温室効果ガス)

地産地消

「地域生産地域消費」や「地元生産地元消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりから、地場産業の活性化や輸送エネルギーの削減を目的に、地方自治体などによる地産地消の推進が行われている。

地中熱

地下(約5~200m)の比較的浅い部分にある比較的低温の熱で、太陽エネルギーを熱源としている。地下の温度は土壤の断熱機能により大気の影響を受けにくく、一年を通してほぼ一定であるため、熱源として利用されている。

低公害車

大気汚染物質(窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など)の排出が少なく、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、電気自動車、ハイブリット自動車、天然ガス自動車などがある。

は行

PRTR 法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から外部（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれた形態での事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。政令で指定された物質（354 種類）を年間 1 トン（発癌性のある 12 物質については 0.5 トン）以上取り扱う事業所では、業種や従業員数などの要件に合致するものについて、指定の物質の排出量・移動量を届け出ることが義務づけられている。

PDCA サイクル

品質改善や業務改善活動などで広く活用されるマネジメント手法の一つ。「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくもの。

分散型エネルギー

電力供給の一形態であり、小規模な発電装置を消費地近くに分散配置して電力の供給を行う機械そのものや、その方式のこと。二次送電系統への系統連系を中心とした中小規模の発電施設から、太陽光や風力、燃料電池などの規模の小さい低出力の発電装置まで、各種の多様な電源が含まれる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射線を出す能力を持った物質を放射性物質という。（→参照：放射線）

放射線

アルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、中性子線などの物質を透過する力を持つ光の仲間の総称。放射線は、その種類により物質を透過する力が異なるため、それぞれ異なる物質で遮断することが出来る。（→参照：放射性物質）

ま行

木質バイオマス

「バイオマス」は、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを意味し、その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と言う。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やの木屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

「木質バイオマスエネルギー」とは、木質バイオマスを燃焼し、発生したエネルギー（熱や電気）のこと。



平成23年度環境美化絵画コンクール 金賞
姥屋敷小学校 4年 齋藤 昌樹 さん

未来へのシグナル
～滝沢村・第2次環境基本計画
(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む)～

発行：滝沢村 住民環境部 環境課
〒020-0192
岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼 55 番地
TEL 019-684-2111 (代)